

令和3年度政府予算編成並び に施策に関する決議・提言

令和2年7月

全国都道府県議会議長会

目 次

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議	1
令和2年7月豪雨による災害に関する決議	3
地方税財源の充実確保に関する決議	5
東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議	7
厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議	13
今後の地方議会・議員のあり方に関する決議	14

令和3年度政府予算編成並びに施策に関する提言

地方自治委員会

1 地方創生、地方分権改革の推進について	23
2 地方税財源の充実強化について	27
3 災害対策の充実強化について	29
4 新たな過疎対策法の制定について	32
5 情報通信基盤の整備促進について	33
6 参議院議員選挙における合区の早期解消について	34
7 特定技能外国人の受入れ体制の整備について	35
8 高齢運転者の交通事故防止対策について	36
9 基地対策等について	37
10 日本人拉致問題の早期解決について	38
11 北方領土の早期返還について	39
12 竹島の領土権の確立について	40
13 尖閣諸島問題について	40

社会文教委員会

1 新型コロナウイルス感染症対策の充実について	45
2 少子化対策・子育て支援の推進について	46
3 介護職員の確保について	49
4 医療提供体制の強化について	49
5 障害者施策等の推進について	52

6	ひきこもりに対する支援について	53
7	教育体制の充実について	54
8	「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等の 国際競技大会開催に向けた取組について	56
9	国際リニアコライダーの実現について	58
10	文化遺産の保護等に向けた取組の推進について	59
11	世界遺産の登録に向けた取組の推進について	60

経済産業委員会

1	中小企業・小規模事業者支援の充実強化等について	63
2	地域の産業振興について	65
3	先端産業支援の充実強化について	65
4	中心市街地、商店街の活性化対策の推進について	67
5	エネルギー政策の確立について	68
6	地方金融システムの確立について	70

国土交通委員会

1	防災・減災対策、国土強靱化の充実強化について	75
2	道路の整備促進について	77
3	鉄道の整備促進について	79
4	空港、港湾の整備促進について	81
5	新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた交通事業者、 物流業に対する支援について	82
6	観光振興対策の充実強化について	83
7	特定地域振興対策等の推進について	85
8	所有者不明土地、空き家対策の充実強化について	86

農林水産環境委員会

1	食料、農業及び農村に関する政策の推進について	91
2	食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について	95
3	森林、林業及び木材産業に関する政策の推進について	97
4	水産業政策の推進について	99
5	環境政策の推進について	102

新型コロナウイルス感染症対策に関する決議

新型コロナウイルス感染症については、5月25日の「緊急事態宣言」の全面解除から約1か月半が経過したが、新たな感染者数は増加しており、未だ国内外でウイルスのまん延が収束したとは言えず、ひとたび気を緩めれば、再び感染拡大につながる恐れがある。

また、これまで感染拡大防止のために行われてきた外出やイベントの自粛、事業休業、学校の臨時休業などにより、国民生活に多大な影響が生じ、あらゆる分野の事業者、とりわけ観光関連産業、公共交通、農林水産業などの中小企業・小規模事業者が大きな打撃を受けている。

新型コロナウイルスの感染防止を徹底しながら社会経済活動を回復させ、地域の活力を再生するためには、国、地方公共団体が連携・協力し、国民の間に「新しい生活様式」を定着させるための環境整備を図るなど各種対策を引き続き強力に推進していく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

1 次の感染拡大の波に備えるための検査・医療提供体制の更なる強化

新たな検査方法の活用等による効果的な検査体制の整備、病床・医療物資の確保、医療従事者や介護職員等に対する支援の充実、治療薬及びワクチンの一刻も早い実用化と普及など検査・医療提供体制の更なる強化を図ること。

2 地域経済対策の実施、V字回復に向けた観光・消費需要の喚起

甚大な影響を受けている観光関連産業、公共交通、農林水産業、製造業、物流業等あらゆる分野の事業者、フリーランスを含む個人事業主が事業を継続、再開することができるよう、資金繰りの改善や雇用維持のための資金を迅速に届けるための手続の簡素化や事務処理体制の拡充を図るとともに、融資枠の拡大や要件緩和など支援を更に充実すること。

また、新型コロナウイルスの感染予防を踏まえた業態の転換、異業種との連携、新たな事業の創出などに対する支援を講ずること。

更に、経済のV字回復に向け、感染拡大の新たな波への備えを万全にしつつ、観光需要の回復、農林水産物など様々な分野の消費喚起を図るための官民を挙げた施策を実施すること。

3 感染症のリスクを前提とした「新しい生活様式」の定着

社会経済活動の再開に当たっては、国民一人ひとりが感染拡大のリスクを認識し、普段の生活の中で、感染予防を実践する生活に変容していく必要があることから、「新しい生活様式」の更なる啓発及び定着のための環境整備を推進すること。

特に、今回のコロナ禍を契機に普及しつつあるテレワーク、オンライン会議、遠隔教育などの取組は、東京一極集中の是正や地方創生に向けた大きな転換点となり得ることを踏まえ、これらの取組を更に加速するため、機器の導入やセキュリティ対策に対する支援を充実すること。

4 地方公共団体の財政支援

新型コロナウイルス感染症に関しては、地方が感染拡大の防止と経済再生に両立して取り組めるよう、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」について、それぞれの地域の施策の実情に応じて柔軟な執行ができるようにすること。更に、情勢に応じて累次の追加配分を行うこと。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

令和2年7月豪雨による災害に関する決議

令和2年7月豪雨は、熊本県をはじめとした九州地方のほか、全国各地で記録的な大雨をもたらし、河川の氾濫や土砂災害等により多くの尊い人命が奪われるとともに、甚大な被害が発生した。

また、家屋の浸水などにより多くの住民が避難生活を余儀なくされており、一日も早く日常生活を取り戻すことができるよう、早急な対策が求められている。

被災した地方公共団体では、早期の復旧・復興に向けて懸命に取り組んでいるが、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、広域的に被害が発生した今回の事態に対応するためには、国の緊急かつ重点的な支援が不可欠である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

1 人命救助活動の実施

何よりも人命救助を最優先として、国も、捜索、救助活動に全力を挙げること。

2 被災者に対する支援

新型コロナウイルス感染症や熱中症への万全な対策など避難所の十分な環境整備に必要な物資の供給等を行うとともに、ライフラインの復旧、住宅の確保など被災者に対するきめ細かな支援を早急に講ずること。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大防止や経済対策にもつながるホテル、旅館等の避難所としての活用を促進すること。

また、被災者生活再建支援法の適用による支援金の給付や特定非常災害特別措置法に基づく特定非常災害の指定による行政手続の特例措置など、被災者への直接的な支援を行うこと。

3 激甚災害（本激）の早期指定

令和2年7月豪雨災害について、激甚災害（本激）として早期に指定すること。

4 災害復旧事業等の支援

未だ梅雨が続いていることから、応急対策を急ぐとともに、地方公共団体が復旧事業等を早期かつ着実に実施することができるよう、十分な人的、技術的、財政的支援を講ずること。

特に、国土の保全や農業振興に重要な役割を果たす中山間地域で、

孤立集落が発生するとともに、農業施設をはじめ甚大な被害が発生していることから、それらの対策を急ぐこと。

5 グループ補助金による事業者に対する支援

新型コロナウイルス感染症により、既に甚大な影響を受けている事業者が早期に復旧・事業再開できるよう、グループ補助金（「中小企業組合等共同施設等災害復旧事業」）の活用が可能となる措置を講ずること。

6 鉄道事業者に対する支援

地域の重要な交通手段である鉄道の早期復旧に向け、鉄道事業者に対しても特段の支援を行うこと。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

地方税財源の充実確保に関する決議

新型コロナウイルス感染症は、我が国の経済に甚大な影響を与え、景気低迷により、地方財政の状況は、本年度はもとより令和3年度も大幅な税収減が見込まれ、財政調整基金の取り崩しなどでは到底対応できない、かつてない厳しいものとなることが予想される。

しかしながら、地方は、感染拡大防止や「新しい生活様式」への取組み等、新型コロナウイルス感染症対策の新たな財政需要が増加する中で、引き続き、社会保障や地方創生・人口減少対策、地域経済の活性化、防災・減災対策等、増大する地域の諸課題に責任を持って十分に対応していく必要がある。

よって、地方税財源の充実確保を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- 1 地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を確保すること。

その際には、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が少なく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。

- 2 地方公共団体が地域の実情に応じて新型コロナウイルス感染症対策を迅速かつ円滑に実施することができるよう、必要な一般財源等を十分に確保すること。

- 3 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、臨時財政対策債に頼らず、安定的にその総額を確保できるよう、法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行うこと。

なお、臨時財政対策債の償還額が累増していることから、引き続き、その発行額を圧縮するとともに、償還財源を確実に確保すること。

- 4 地方財政計画の策定に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響による厳しい財政状況が想定される中、社会保障関係経費のみならず、地方創生の取組や投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させるなど、必要な歳出を確実に計上すること。
- 5 令和2年度の税収見通しは大幅に減少することが想定されるため、地方消費税をはじめ減収が見込まれる税目について、減収補填債の発行対象とすること。
- 6 「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、安定的かつ継続的に所要額を確保するとともに、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充、地域再生計画の認定及び交付に係る申請手続の簡素化等、柔軟に活用できる制度にすること。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

東京電力福島第一原子力発電所事故対策に関する決議

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故は、9年が経過しても、いまだ収束しておらず、福島県では、今なお多くの人々が避難を続けている。

また、放射性物質による健康被害への不安を始め、農林水産物や観光等に対する風評など、原発事故が広範囲に深刻な影響を及ぼし続けている一方で、時間の経過とともに記憶の風化も進んでいる。

こうした中、政府は平成28年12月に「原子力災害からの福島復興の加速のための基本指針」を閣議決定し、平成29年5月には「福島復興再生特別措置法」を改正した。原子力政策を国策として推進してきた国は、一刻も早い事態の収束を図り、福島の復興・再生を加速させるべきである。

よって、福島県民を始めとする全国民が安全と安心の下で暮らすことができるよう、次の措置を講ぜられたい。

1 原発事故への対応

- (1) 国が前面に立ち、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉に向けた取組を安全かつ着実に進めること。
- (2) 東京電力に対しリスク管理の徹底を求めるとともに、指導・監督を徹底すること。

2 測定体制の整備と結果の提供

大気中、海水、飲料水、農林水産物、土壌等の放射線モニタリング体制を更に充実し継続的な測定を行い、その測定結果及び科学的な知見に基づく評価結果を国民に速やかに提供すること。

3 住民の健康対策

国として長期間にわたり福島県民及び放射性物質の汚染が認められる地域の住民を始めとした国民の健康を管理する体制を構築し、中長期的な視点に立った抜本的な対策を講ずること。

4 放射性物質の低減対策

(1) 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」(以下「特措法」という。)に基づき、国の主体的責任の下、除去土壌の適正管理と早期搬出、搬出後の原状回復、除染後のフォローアップなど必要な取組を確実に実施するとともに、必要な経費を確実に措置すること。また、特定復興再生拠点区域の除染については、関係町村の実情に配慮しながら確実に実施するとともに、拠点区域以外の除染の方針を具体的に示すこと。

(2) 安全な農林水産物を継続的に生産できるよう総合的な対策を講ずるとともに、農業用ダム・ため池の放射性物質低減のための取組について、営農再開・復興を目的とした福島再生加速化交付金事業が着実に推進されるよう十分な予算を確保すること。

また、上記取組を復興・創生期間後も継続して実施できるよう、制度を継続すること。

さらに、森林の放射性物質低減対策については、生活環境の安全・安心の確保、里山の再生、調査研究等、森林・林業の再生に向けた総合的な取組について、地域の実情を踏まえ、実効性のあるきめ細かな対策を講ずるとともに、中長期的な財源を確保すること。

(3) 放射性物質に汚染された廃棄物等のうち、特措法の指定廃棄物(8,000ベクレル/kg超え)となったものは、特措法の基本方針に基づき、国の責任において処分施設を確保し、確実に管理・処分を行うこと。

また、汚染濃度にかかわらず、放射性物質に汚染された廃棄物等は、国の責任において管理・処分に要する費用を負担し、迅速かつ適切な処理を進めること。

さらに、放射性物質に汚染された焼却灰や汚泥等については、放射性物質濃度を低減させ再利用を可能にするための実効性のある技術開発や指定廃棄物を出さない処理方法を早急に開発普及さ

せ、既存処理施設での処理促進のための財政支援を講ずること。

- (4) 増加し続ける汚染水の発生量を低減させるため、原子炉建屋等の止水などの対策を切れ目なく講ずるとともに、多核種除去設備等処理水（以下「処理水」という。）の取扱いについては、国の小委員会の報告書において、水蒸気放出に比べると海洋放出が確実に実施できる方法としているが、関係団体をはじめとする幅広い関係者の意見を聴いた上で、さらに検討を重ね、決定すること。

併せて、処理水に関する正確な情報を国内外へ広く発信し、具体的な風評対策を示すこと。

5 風評の払拭等

- (1) 国民が放射線と健康・食に関する正確な知識を身につけることができるよう、放射性物質について、科学的根拠に基づいた正確な情報を分かりやすく広報するとともに、原子力災害や放射能汚染、健康影響に関する全ての情報を速やかに公開するなど、積極的な広報・教育活動を行うこと。

また、各地方公共団体等が実施する復興状況などの情報発信等に対する財政支援を継続・拡充すること。

- (2) 農林水産物等の安全性に関する正確な情報提供やPR活動を継続、拡充して行うとともに、各地方公共団体等が実施する農林水産物等の販路回復・拡大、販売促進に向けた取組などに対する支援を充実すること。

また、野生の山菜、きのこ、野生鳥獣の肉の出荷制限の解除については、検体数の確保が困難なため、地域の実態に即して柔軟に対応すること。

- (3) 被災地における交流人口の拡大を図るため、正確な情報の発信、国内外の大規模な観光キャンペーンの継続的な実施、外国人旅行者増加のためのビザ発給条件の更なる緩和、観光振興に対する財政支援の強化など総合的な観光促進策を講ずること。
- (4) 農林水産物等の輸出の回復、拡大に向け、原発事故による輸入規制を実施している国・地域に対し、科学的根拠に基づいて、規

制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間交渉の取組状況については、継続して情報提供を行うこと。

6 原子力災害に伴う損害賠償等

- (1) 原子力災害に関する全ての損害について、適切かつ速やかに完全な賠償が果たされるよう東京電力に対し強く指導するとともに、被害者に対して責任を持って迅速かつ十分な支援を行うこと。

また、都道府県や市町村が原子力災害に起因して対応した経費全額を国庫負担又は東京電力の賠償の対象とすること。

損害賠償請求権の消滅時効については、令和3年3月以降に順次期限が到来することから、全ての被害者が賠償請求の機会を失うことのないよう、東京電力に対し、未請求者の掘り起こしや周知活動を徹底させることはもとより、将来にわたり消滅時効を援用しないことを具体的かつ明確に示すよう指導するとともに、国においても更なる法制度の見直しも含め対応すること。

- (2) 営業損害や風評被害の賠償について、被害者からの相談や請求に丁寧に対応するなど、事業者の立場に立った取組を徹底し、事業の再建につながる賠償を的確に行わせること。

7 原子力発電所事故被災地域の復興

- (1) 「福島復興再生特別措置法」や同法の基本方針等に基づき、国が一体となって総合的な施策を推進するとともに、復興が成し遂げられるまでの間は、福島再生加速化交付金制度を継続するなど必要な予算を十分かつ確実に確保すること。

- (2) 避難住民の生活の質の向上を図るとともに、一日も早く元の生活を取り戻すための支援措置を国の責任において確実に実施すること。

また、復興の状況の推移に応じて、新たに発生する課題への対応が必要とされる場合は、法制度の拡充を含め、必要な制度の構築を図ること。

- (3) 避難地域等の事業者が事業を継続し、雇用を確保できるよう、

強力な支援措置を講ずること。

- (4) 帰還困難区域の「特定復興再生拠点区域復興再生計画」について、その内容を実現し、計画期間内の避難指示解除が確実にできるよう、責任を持って取り組むこと。

また、特定復興再生拠点区域外の避難指示解除のための具体的方針を示し、将来的に帰還困難区域全ての避難指示を解除すること。

- (5) 福島イノベーション・コースト構想の実現に向け、関係省庁等が緊密に連携し、必要な取組を強力に推進すること。
- (6) 地域コミュニティの再生に向けて、被災自治体に対し、財政的支援を含めた長期的な支援を行うこと。

8 原発事故の検証及び原子力施設の安全対策

- (1) 東京電力及びオフサイトセンターを含む国の初期対応を始め、事故拡大に至った原因や、地域住民や国民に対する情報提供の在り方等を徹底的に検証し、事故についての責任の所在を明らかにすること。
- (2) 炉心溶融の公表が遅れたことについて、国の責任において早期に真相究明を行い、国民に対して真実を明らかにすること。
- (3) 新規規制基準については、原子力規制委員会が国民に説明責任を果たし、原子力施設に対し厳正な審査を実施すること。

また、今後も様々な関係機関や専門家等の意見を聞きながら、幅広い議論を行い、常に最新知見を反映した見直しを行うことにより、真に実効性のある規制を確立すること。

- (4) 東京電力福島第二原子力発電所について、原子力政策を推進してきた国の責任において、安全かつ着実に廃炉作業が進められるよう、東京電力に対する指導・監督などに国として万全を期すこと。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

厚生年金への地方議会議員の加入に関する決議

国や地方公共団体が地方創生を推進する中、近年全国各地で頻発する大規模災害や新型コロナウイルス感染症といった新たな脅威が発生するなど、地方公共団体においては、複雑多様な政治課題が山積しており、その意思決定機関としての役割を担う地方議会の責任はますます重要となっている。

こうした要請に応えるため、地方議会議員の活動も幅広い分野に及ぶとともに、より専門的な知識が求められ、専業として活動する議員の割合も高くなっている。

しかしながら、昨年実施された統一地方選挙では、道府県議会議員選挙の投票率が過去最低となり、無投票当選も過去最高を更新するなど、深刻な状況となっている。

今後、議員になりたいと考える人々を後押しするためにも、民間サラリーマン等と同様の厚生年金に加入できるようにすることは、大変意義のあるものであり、また、厚生年金の更なる適用拡大が図られる中で、その方向にも沿ったものとする。

よって、地方議会における多様な人材確保等の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現されたい。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

今後の地方議会・議員のあり方に関する決議 －地方議会が直面する喫緊の課題への対応－

日本国憲法は地方議会を「議事機関」と規定している。議会の位置付け、役割については、様々な機会等を捉え、住民に理解を求めているが、「議事機関」以上の法的規定はなく、こうした点が住民から「議会が見えにくい」と言われる要因の一つとなっている。

また、議会は会期中のみ存在する機関とみなされることが多い。そのことが議員が、非常勤と誤解される要因となっている。議員活動の実態は、議会閉会中も住民からの要望聴取に時間を割く等、年間を通じて仕事をすものとなっている。今後は、議員を職業として位置付け、併せて職務に応じた処遇とする必要がある。

議員で構成される議会は、地方公共団体の意思決定機関としての役割を担い、長と同じく地方公共団体を構成する機関として、二元代表制という表現で位置付けられてきた。地方分権改革の推進等により、議会制度改革も一定程度行われてきているが、更なる議会審議の活性化等が求められている。

このほか、投票率の低下、無投票当選の増加、立候補しづらい環境、女性議員や若い議員の不足等についても、大きな課題となっている。

こうした地方議会が直面する喫緊の課題について検討するため、本会は、令和元年5月、有識者を委員とする「都道府県議会制度研究会」（以下「研究会」という。）を設置し、令和2年3月、23の提言事項を内容とする報告書を取りまとめた。本会は、研究会から提出された報告書等を踏まえ、喫緊の課題への対応として、以下の事項を決議し、早急に実現することを強く求める。

1 議会・議員のあり方

(1) 議会の位置付け、権限を明確化すること【地方自治法改正事項】

議会を団体意思決定機関として位置付けるととともに、議会機能を

明確化するため、議会の権限を規定すること。

条文案

〔議会の設置〕

第八十九条 普通地方公共団体に、議会制民主政治における意思決定機関として、住民を代表する選挙された議員をもつて組織される議会を置く。

〔議会の権限〕

第九十五条の二 普通地方公共団体の議会は、次条※に規定する議決により当該普通地方公共団体の事務の方針を決定し、並びにその管理及び執行を監視する。 ※第96条を指す。

(2) 議員の位置付け、職務等を明確化すること【地方自治法改正事項】

地方分権改革の推進等により、議会の役割が増す中、議員は専門的な公選職としての役割を果たすことが求められており、議員を職業として位置付け、併せて職務に応じた処遇とすることが必要である。働き方改革の進展等により、今後も議員の兼業は想定されるが、議員の職務を果たすためには相応の責任と活動を伴うものとならざるを得ず、議員としての活動を行うに当たって、支障がないよう規定すること。

条文案

〔議員の職務等〕

第八十九条の二 普通地方公共団体の議会の議員は、常に、当該普通地方公共団体の住民の意思を適切に把握し、及び当該普通地方公共団体の事務に関する調査研究その他の活動等を行うとともに、その有する識見を活用し、自らの判断と責任において、議会の審議に参加しなければならない。

② 普通地方公共団体の議会の議員は、議会制民主政治におけるその職務の重要性を認識し、その識見の向上に努め、全力を挙げてその職務を行わなければならない。

③ 普通地方公共団体の議会の議員は、他の職務に従事する場合にお

いて、議員の職務を行つたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。

(3) 厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと【地方公務員等共済組合法及び厚生年金保険法改正事項】

民間企業に勤務する人々等、多様な人材が議員を職業とするためには、議員のあり方について法律上の位置付けを明確にするとともに、職務に応じた処遇とすることが必要である。今後議員になりたいと考える女性や若者を後押しするためにも、厚生年金への議員の加入のための法整備を行うこと。

2 議会審議のあり方等

(1) 議長に議会招集権を付与すること【地方自治法改正事項】

議会の招集権については、議会の代表者である議長に付与すること。

(2) 予算修正権の制約を見直すこと【地方自治法改正事項】

予算修正権の制約は議会の果たすべき政策実現を困難にする可能性がある。議会が住民意思を代表する団体意思決定機関であることを考慮して、現在の制約を見直すこと。

(3) 契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準を条例に委任すること【地方自治法改正事項】

政令で定められている議決を要する契約の種類・金額、財産の取得・処分に係る面積・金額の基準について、議会の監視機能を強化するため、各地方公共団体が条例で定めることができるようにすること。

(4) 専決処分の対象を見直すこと【地方自治法改正事項】

議決事件のうち、予算、条例案については、議会の本来的な権限である議決権の中でも特に重要なものと考えられるため、原則として、専決処分の対象から外すこと。

(5) 再議制度を見直すこと【地方自治法改正事項】

再議制度については、議会がその団体の意思を決定する機関であることを踏まえると、議会と長のバランスを崩すものであり、以下のと

おり見直すこと。

①一般再議のうち、条例の制定改廃又は予算に関する議決に対し異議があるときの再議決の要件である特別多数議決（出席議員の2／3の同意）を、過半数議決に見直すこと。

②特別再議のうち、議決又は議会における選挙が権限を超え又は法令等に対し違反すると認めるものについては、議決の意思決定を覆すための基準を明確にすること。また、再議決後は、総務大臣等への審査申立てを前置せず、直接、裁判所に出訴することができるようにすること。

③義務費の削除又は減額の議決に係る規定に関しては、議会の予算議決権を一方的に否定するものであると考えられるため、廃止すること。

④災害応急費等の削除又は減額の議決に係る規定に関して、議会が再議決をし、それを長が不信任議決とみなして議会の解散を行った場合、災害発生時であるため選挙が行えない等の事情が出ることを想像される。その場合、議会は構成されず、長が専決処分を行うことになる。災害時における議会の役割が注目される現在、この再議は議会の役割を放棄させるものであり、見直すこと。

(6) 本会議及び委員会をオンライン会議により開催できるようにするとともに、議会のICT化への取組を支援すること【地方自治法改正事項含む】

新型コロナウイルス感染症や近年全国各地で頻発する大規模災害（地震、豪雨等）を巡る情勢、女性議員の出産・育児と議会活動の両立が求められている状況等に鑑み、迅速かつ柔軟な本会議及び委員会のあり方が求められている。こうしたことから、本会議及び委員会をオンライン会議により開催できるよう具体的に検討していくことが必要である。このため、地方自治法の定足数の規定や、表決のあり方を含めた運営方法等について検討の上、必要な制度改正を行うこと。

また、上記開催を実現する会議システムや通信環境の構築、議会と

住民との双方向でやりとりができるオンライン会議システムの導入等、議会のICT化への取組について技術的・財政的に支援を行うこと。

- (7) 災害時における議会と執行機関との連携のあり方に関する計画策定等の支援を行うこと

議員は、執行機関よりも地域や住民に接触する機会が多く、特に災害時には、地域の現地情報、住民からの要望等をいち早く把握することが可能であり、災害時には、議会と執行機関が連携して対応する必要がある。このため、両機関の連携のあり方に関する計画策定等の技術的支援を行うこと。

- (8) 地方自治法第100条の2の依頼対象者に一般の住民が含まれることを明確化すること

地方自治法第100条の2の調査事項について、住民の声が反映できるようにするため、依頼する対象者を専門的知見を持つ学識経験者等だけに限らず、一般の住民が含まれることを明確化すること。

- (9) 国の政策立案に意見書を積極的に活用し、活用結果を公表すること

議会が国会又は関係行政庁に提出した意見書については、それぞれの地域で抱える問題を解決すべく、当該議会で議論した思いが表明された議会機能の重要な行使であり、これを積極的に調査、分析し、国の政策立案に活用すること。

また、意見書の活用結果について、国と議会との意思疎通を図るためにも、ウェブサイト等により公表すること。

3 立候補環境の改善

- (1) 市と市の合区が弾力的にできるようにすること【公職選挙法改正事項】

道府県議会議員選挙においては、無投票当選者数の割合が増加しており、とりわけ1人区において顕著である。このため、1人区を解消できるようにするための方策として、選挙区の設定は現行どおり市町

村(指定都市の区を含む。)を単位とした上で、条例により、市と市の合区が弾力的にできるようにすること。

(2) 立候補に伴う企業等による休暇を保障する制度を整備すること【公職選挙法改正事項】

選挙に立候補するためには、選挙の準備、告示後の選挙運動等相当の期間を要することとなるが、民間企業に勤務する人々が通常の有給休暇で対応することは困難である。裁判員への就任の例を参考に、民間企業に勤務する人々が議員に立候補するに際して、職場において不利益な取り扱いがされないよう、制度を整備すること。

(3) 供託金の金額を見直すこと【公職選挙法改正事項】

女性や若者等にとって立候補の際に要求される供託金の負担は大きなハードルになっている。立候補しやすい環境整備を行う観点から、金額を見直すこと。

(4) 立候補に至るまでの手続を分かりやすく示した資料を作成し、公開すること

新人候補の助けとするため、国が関係団体と連携し、選挙に立候補する手順や準備等を分かりやすく示した資料を作成し、ウェブサイトにより公開すること。

4 議会・議員活動への支援等

(1) 議会に調査研究・政策立案を支援及び法務に精通する人材を確保できるようにするとともに、シンクタンクの設置を支援すること

議会の調査研究・政策立案機能の向上のためには、調査研究・政策立案を支援及び法務に精通する人材の確保や、外部の知見を活用することが必要である。そのため、議会にこうした人材を確保できるよう財政的に支援すること。また、各議会が費用を分担する等の方法を講じて、外部の知見を活用した議会を支援する機構(シンクタンク)を設けようとする場合には、財政的に支援すること。

- (2) 両親ともに育児休業をする場合の特例を議員にも適用すること【育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律改正事項】

両親ともに育児休業をする場合の特例（いわゆる「パパ・ママ育休プラス」）は、男性の育児休業の取得促進を図る観点から、両親ともに育児休業を取得した場合、育児休業の対象となる子の年齢を原則1歳から1歳2ヶ月に延長するものであるが、議員には育児休業がないため、これが適用されない。子育てをする女性議員等を支援するため、それらの議員を育児休業とみなすことにより、配偶者の育児休業を延長できるようにすること。

- (3) 議員活動を支えるための全国レベルの研修を支援・整備すること

議員活動を支えるため、議会関係団体が実施する全国レベルの議員研修について財政的に支援すること。また、国においても、目的や時宜に応じた議員研修を整備すること。

以上、決議する。

令和2年7月14日

全国都道府県議会議長会

地方自治委員会

1 地方創生、地方分権改革の推進について

我が国においては、人口減少と高齢化が急速に進行しており、一刻も早く人口減少に歯止めをかけ、将来にわたって活力ある地域社会を構築していくことが重要であり、引き続き地方創生・人口減少対策の一層の推進が必要である。

このため、昨年12月には、SDGsやSociety5.0などの新たな視点を盛り込んだ第2期「まち・ひと・しごと総合戦略」が閣議決定され、各地域において地方創生を新たなステージに押し上げていくための取組が進められることとなった。

しかしながら、そのスタートとなる本年度、新型コロナウイルスが全国に感染拡大し、我が国の社会経済は深刻な状況に陥り、これまでの地方創生の取組成果をも揺るがしかねないものとなっている。

国難の今、新型コロナウイルス感染症から何よりも命と健康を守りながら、経済の急速な縮小によって影響を受けた方々の生活の下支えや、事業者による雇用の維持等を優先していかなければならないが、経済のV字回復のためには、起爆剤となり得る第2期地方創生の取組を確実に推進していく必要がある。

また、地方がこれらの取組を進めるためには、地方の自主性及び自立性を十分発揮できるよう、地方の権限と裁量の拡大により地方の自由度を高めるための、更なる地方分権改革の推進が必要である。

特に、地域課題が多様化・複雑化する中、地方議会がこれらの課題を民主的に解決する役割等を十分に発揮するためには、地方議会の権限強化を一層図る必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方創生の深化に向けた切れ目ない取組を進め、東京圏への一極集中など我が国の抱える構造的な問題を解決するため、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、SDGs達成に向けた取組やSociety5.0の実現などの社会変化を見据えた戦略を推進すること。

特に、原動力として期待されるSDGsについては、「SDGs未来都市」及び「自治体SDGsモデル事業」への選定を進めるとともに、地方創生支援事業費補助金（地方公共団体における持続可能な開発目標の達成に向けた取組の推進事業）をはじめとする地方創生に資するSDGs関連予算を十分確保すること。

- (2) Society5.0の実現に不可欠な基幹インフラである第5世代移动通信システム（5G）については、すべての地域でのサービスが開始されるよう、その基盤整備を加速させること。

また、5Gを利活用した地域の活性化や課題解決のために取り組む地方公共団体に対する省庁横断的な総合支援体制を構築し、地方における具体的な利活用事業の実施への支援とともに、地方が行うデジタル人材の育成・確保の取組みへの支援等を行うこと。

併せて、地方におけるローカル5Gの導入などについても財政支援等を行うこと。

- (3) 人口構造の変化に対応した地方行政へと変革していくため、地方公共団体の情報システムに係る重複投資をなくし標準化を図り、地方公共団体のデジタル化を推進すること。

なお、地方公共団体が標準化されたシステムに円滑に移行できるよう、推進方策について十分に検討すること。

また、マイナンバーカードについては、今回の特別定額給付金

のオンライン申請の事例にみられるような問題点を検証するなどし、デジタル化の基本ツールとして利活用できるようにすること。

- (4) 企業本社機能、大学・研究施設等の地方移転の大きな流れを生み出すため、政府関係機関の地方への移転を推進すること。

また、新型コロナウイルス感染症により、働き方等社会全体の仕組みや意識に変化がもたらされた中、地方における安定した雇用を創出できるよう、企業の移転やサテライトオフィスの設置、テレワークの導入を一層促進すること。

- (5) 地方がその実情に応じた息の長い取組を継続的かつ主体的に進めていくために、「まち・ひと・しごと創生事業費」及び「地域社会再生事業費」の継続・拡充を含め、一般財源総額を確保すること。

また、「地方創生推進交付金」及び「地方創生拠点整備交付金」については、安定的かつ継続的に所要額を確保するとともに、複数年度の施設整備事業の採択事業数の拡大や予算枠の拡充、地域再生計画の認定及び交付に係る申請手続の簡素化など、地方の意見等を十分に踏まえ、更なる制度の拡充やより弾力的で柔軟な取扱いを図ること。

- (6) 「地方版総合戦略」の目標の実現に向けた取組や第32次地方制度調査会で答申された「地域の未来予測」の作成に活用できるよう、人口動向や将来推計等、国が保有するデータや知見を集約し、積極的に情報提供すること。

- (7) 人口急減に直面する地域の持続性を確実なものとするために、「特定地域づくり事業推進交付金」については、安定的かつ継続的に所要額を確保するとともに、地域の実情を踏まえ、対象範囲

を柔軟に認定できるようにすること。

- (8) 国の政策の実施に当たっては、地方に対して事前に情報提供を行うとともに、地方の意見を反映させること。

特に、地方行財政や地方公共団体の運営等に大きな影響を及ぼす事項については、「国と地方の協議の場」において十分協議を行うこと。

なお、具体的な事項の協議に当たっては、地方からの意見を政策の制度設計等に的確に反映することができるよう、十分な時間的余裕を持って提案を行うとともに、分科会の積極的な活用を図ること。

- (9) 地方分権改革に関する「提案募集方式」など、地方からの提案の実現に向け、積極的に検討、採用を行い、更なる事務・権限の移譲、義務付け・枠付けの見直し等を行うこと。

また、事務・権限の移譲等に当たっては、一般財源ベースでの適切な財源移転を一体的に行うとともに、人員等の課題については、地方の自主性、主体性を最大限尊重の上、対応すること。

- (10) 地方分権改革の推進により、地方議会の果たす役割と責任はますます増大することから、住民に議会全体の活動や役割を理解してもらえるよう、地方議会の位置付け、権限を地方自治法に明確に規定すること。

併せて、本会議や委員会への出席等の議会活動以外の住民意思の把握のための諸活動も議員活動であることを明らかにするなど、議員としての活動がより積極的に展開できるよう、地方議会議員の位置付け、職務等を地方自治法に明確に規定すること。

また、議会審議の活性化等のため、議長への議会招集権の付与、

予算修正権の制約の見直し及び契約の締結、財産の取得・処分の議決対象の基準の条例への委任等更なる地方議会の自主性・自立性確保と権限強化を図るための制度改正を行うこと。

- (11) 国民の幅広い政治参加や、地方議会における多様な人材確保の観点から、厚生年金への地方議会議員の加入のための法整備を早急に実現すること。

2 地方税財源の充実強化について

地方公共団体が、地域の実情に応じて創意工夫を凝らし、人口減少、少子高齢化への対応、地域経済の活性化、防災・減災対策などに取り組むためには、安定的な財源確保が不可欠である。

しかしながら、地方財政は、行財政改革の徹底した取組を推し進めているものの、依然として大幅な財源不足と累積した多額の借入金残高を抱えている。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、税収が大幅に減少し、財政調整基金の取り崩しなどでは到底対応できない深刻な歳入不足が見込まれるため、今後も極めて厳しい状況が想定される。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方が責任をもって、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生・人口減少対策をはじめ、地域経済活性化・雇用対策、国土強靱化のための防災・減災事業など、地方の実情に沿ったきめ細かな行政サービスを十分担えるよう、安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保を図ること。

- (2) 地方が担っている役割と責任に見合うよう、地方税の一層の充実を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収の安定性を備えた地方税体系を構築すること。
- (3) 地方公共団体の基金は、災害や将来の税収の変動等に備え、行財政改革や歳出抑制を進めることにより造成したものであり、その残高をもって一律に地方財政計画の圧縮や地方交付税の削減を行わないこと。
- (4) 地方公共団体が地域の実情に応じて新型コロナウイルス感染症対策を円滑に実施することができるよう、十分な財政支援を講ずること。
- (5) ゴルフ場利用税については、アクセス道路の整備・維持管理、ゴルフ場から排出されるごみ処理、地すべり対策等の災害防止対策等、特有の行政需要に対応していること、また、その税収の7割が所在市町村に交付金として交付されており、特に財源に乏しい中山間地域の当該市町村にとっては貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。
- (6) 電気供給業、ガス供給業などに対する収入金額課税は、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化に大きく貢献していることから、現行制度を堅持すること。
- (7) 中長期的な視点に立って検討を行うとされている自動車関係諸税については、地方におけるインフラ老朽化対策等の貴重な財源であることを十分に踏まえ、地方財政に影響を与えないよう留意すること。
- (8) 地方交付税については、引き続き、財源保障機能と財源調整機能の両機能が適切に発揮できるよう、その総額を確保すること。

また、臨時財政対策債については、地方交付税の法定率の引上げを含めた抜本的な改革を行い、臨時財政対策債に頼らず、安定的に交付税総額の確保を図ること。

加えて、臨時財政対策債の償還額が累増していることを踏まえ、その発行額を圧縮するとともに、償還財源を確実に確保すること。

また、地方財政計画の策定に当たっては、実態に即した税収を的確に見込みつつ、歳出においても社会保障関係経費のみならず、地方創生の取組や投資単独事業等の地方の財政需要を適切に反映させるなど、引き続き地方の実情に配慮すること。

3 災害対策の充実強化について

我が国は、地形、地質、気象などの自然的条件から、地震、津波、台風、洪水、地すべりなどによる災害が全国のあらゆる地域で発生しやすい国土となっており、先の東日本大震災や熊本地震、平成30年7月豪雨、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨などでは、多くの尊い人命が失われることとなった。

また、南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生が懸念されているところである。

このため、災害の発生を未然に防止する対策の充実、災害に強いまちづくり、災害発生時の被災者支援や早期復旧、復興対策を推進する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 東日本大震災からの復旧・復興事業が遅滞せずに着実に実施で

きるよう、復旧・復興が完了するまでの間、国の責任において必要な人材や財源を十分に確保するとともに、被災地方公共団体が復旧・復興事業を切れ目なく実施できるよう、事務手続の簡素化措置を継続すること。

また、被災者の生活再建支援や被災地の雇用機会の確保等のための税制上の特例措置を復興・創生期間後も継続するとともに、それに伴い生じる地方税の減収については補填措置を講ずること。

- (2) 近年、頻発している大規模自然災害から早期に復旧・復興を成し遂げるため、中長期的な財政措置の継続や予算の確保及び技術的支援など、引き続き、被災地の実情に即した復旧・復興支援に取り組むこと。

また、今後起こり得る大規模災害に備え、熊本地震で講じられた特別な財政措置等で必要なものは恒久化するとともに、被災地のまちづくりを迅速に進めるため、幅広い財政需要に対応できる自由度の高い交付金などの支援制度を創設すること。

- (3) 大規模災害発生時の激甚災害指定を早期化する運用改善がなされているが、被災地方公共団体が財政面での不安なく、より迅速に災害からの復旧・復興に取り組むことができるよう、引き続き運用改善に向けた検討を行うこと。

- (4) 地方が計画的に防災・減災・事前復興に取り組むことができるよう、令和2年度までとされている緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債を継続するとともに、対象事業や財政支援を充実すること。

- (5) 大規模災害に備えて、電気、水、通信などが停止した場合でも防災拠点施設や避難所が機能するよう、「自立型ライフライン機能」

の確立に向けた対策を推進すること。

(6) 大規模災害における医療提供体制の確立のため、医療機関の耐震化や津波対策のための移転を加速させるとともに、災害派遣医療チーム（DMAT）の養成研修の拡大と組織的な運用体制の構築などによる災害時の医療人材確保、医療機関等への資機材整備の支援、医療従事者の研修制度の創設などを図ること。

(7) 防災無線普及・再整備支援措置を充実するとともに、携帯電話や通信衛星等を活用した多重の情報通信手段を確保すること。

なお、医療機関の通信については、特段の配慮を行うこと。

(8) 自然災害に関する調査・研究を推進するとともに、全国的な観測、予知、予報及び伝達に係る体制を一層強化すること。

また、住民が迅速に避難行動ができるよう、地方公共団体が行う情報提供や避難所の開設・運営に係る人的・財政支援を引き続き充実すること。

なお、災害時の避難所における新型コロナウイルス等の感染症防止対策を進められるよう、引き続き必要な資器材の整備に対する支援を充実するとともに、指定避難所以外の受入場所の借上に対しても支援を講ずること。

(9) 大規模災害発生時に、被災地域以外の都道府県からの支援を受け入れるための総合的な調整を行う体制を構築すること。

とりわけ、迅速かつ的確に被災地への職員派遣が行われるよう体制を強化するとともに、不足している技術系人材の養成を充実すること。

また、避難生活から生じる被災者や医療機関の医薬品等のニーズに対応できるよう、広域的な確保・供給体制を構築すること。

(10) 被災者生活再建支援制度については、適用区域や支援金の支給対象世帯の拡大等制度を充実するとともに、被災者生活再建支援基金では対応できない大規模な災害が発生した場合には、国が全額補償するなど所要の措置を講ずること。

また、被災者に対する応急救助に関し、都道府県の裁量により適時・的確に対応できるよう、災害救助法制度の見直しを行うとともに、家屋被害認定調査などの経費に対する災害救助法の適用範囲の拡大や災害救助費全般に係る国庫負担率の引き上げなど、既存法律等の必要な見直しを行うこと。

さらに、頻発する大規模災害に常に対応できるよう、いわゆる「義援金差押禁止法」の恒久化に向けた議論を進めること。

併せて、被災者への見守り・相談支援や、被災地における心のケアを充実するとともに、被災者の意向に沿った住まいの再建ができるよう、応急救助から自立再建まで含めた総合的な支援制度を創設すること。

(11) 大規模災害発生時における被災地方公共団体に対する寄付金については、税額控除額の算定における「個人住民税所得割の額の2割」という限度額を時限的に引き上げるなど、被災地方公共団体の復興に役立つよう制度を充実すること。

4 新たな過疎対策法の制定について

過疎対策については、昭和45年以来4次にわたる特別措置法の制定により、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における生活環境の

整備や産業の振興など一定の成果を上げてきたが、令和3年3月末をもって現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は失効することとなる。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有する地域であり、また、都市に対して、食料・水資源・エネルギーを供給し、国土・自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなど多面的・公益的機能を担っている。

しかしながら、人口減少と少子・高齢化の進行など、過疎地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、極めて深刻な状況に直面している。

よって、過疎地域の振興が図られるよう、地域の実情を踏まえた過疎地域の指定を行いつつ、新たな過疎対策法を制定するとともに、必要な施策を講ぜられたい。

5 情報通信基盤の整備促進について

地方創生の実現には、ICTの利活用的高度化を図る必要があり、第5世代移動通信システム（5G）への対応や光ファイバの全国的な展開など、情報通信基盤の整備を進めていく必要がある。

しかしながら、過疎地域や離島等の条件不利地域においては、民間主導による光ファイバ等情報通信基盤の整備が進まず、地方公共団体主導により整備を行う場合、整備費や維持管理費、被災した場合の復旧に係る費用などが大きな負担となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) Society5.0の実現を支える5Gについては、大都市部と地方部

の基盤整備を一気に進め、地方を含むエリアで早期にサービスを開始されるよう、地方部における国庫補助事業を充実すること。

また、事業者自らが、地域間で格差なく基盤整備を進められるよう、支援を充実すること。

なお、地方公共団体に負担が生じる場合には財政支援を充実すること。

- (2) 過疎地域や離島等の条件不利地域はもとより、全ての地域で情報通信技術がもたらす利便性を享受できるよう、光ファイバ等の整備を促進するための財政支援を充実すること。
- (3) 地方公共団体が整備した光ファイバ等情報通信基盤の安定的な運用を確保するため、維持管理・更新・災害復旧等に対する財政支援を充実すること。
- (4) 加入電話等のユニバーサルサービス制度を見直し、ブロードバンドサービスも対象とすること。

6 参議院議員選挙における合区の早期解消について

日本国憲法が昭和22年に施行されて以来、二院制を採る我が国において、参議院は一貫して都道府県単位で代表を選出し、地方の声を国政に届ける役割を果たしてきた。

しかし、平成28年7月に憲政史上初の合区による選挙が実施され、投票率の低下や直接候補者と接する機会の減少、自県から代表する議員が出せないなどの合区を起因とした弊害が顕在化し、令和元年7月に実施された2度目の選挙では、徳島県が全国最低の投票率38.59%を記録する

とともに、前回全国最低の投票率となった高知県は過去2番目に低い率、鳥取県、島根県、徳島県の3県では過去最低の投票率を更新する結果を招くなど、合区を起因とした弊害はさらに深刻度を増しており、次期選挙まで2年と迫る中、合区の解消には一刻の猶予もない。

我が国が直面する急激な人口減少問題を始め、この国の在り方を考えていく上でも、多様な地方の意見が、国政の中でしっかりと反映される必要があり、都道府県ごとに集約された意思が参議院を通じて国政に届けられなくなることは非常に問題で、地方創生にも逆行するものである。

よって、都道府県が民主政治の単位として機能してきたという実態を踏まえ、確実に合区を解消し、都道府県単位による代表が国政に参加できる選挙制度とされたい。

7 特定技能外国人の受入れ体制の整備について

令和元年4月から、「特定技能」という新たな在留資格を有する外国人の受入れが始まり、今後5年間で、最大約34万5千人の受入れが想定されているが、令和2年3月末において、3,987人とどまっている。

また、これら外国人とその家族の受入れは、地域への労働力の提供だけでなく、新たな住民を迎えることであり、多文化共生社会の実現に向けた取組が急務である。

よって、特定技能外国人の受入れ促進と、我が国全体の発展につながる制度とするため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方公共団体が行う多文化共生社会の実現に向けた施策に対し、地方の実情に十分即した、必要な財政支援を充実すること。

(2) 労働や法律関係、消費生活を始め外国人からの様々な相談に対応するため、体制を強化するとともに、外国人の家族も含め、日本語教育についても引き続き支援を充実すること。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、実習等が困難になった外国人に対して、雇用維持等の支援を充実すること。

(3) 外国人とその家族への人権擁護について、責任を持って取り組むとともに、受入れに際して悪質な仲介業者等を厳格に排除すること。

(4) 地域の人手不足に的確に対応するため、労働力を提供する外国人が大都市圏等の特定の地域に過度に集中しないよう必要な対策を充実すること。

8 高齢運転者の交通事故防止対策について

近年、交通事故の発生件数は減少傾向にあるが、高齢運転者の死亡事故の割合は高まっている。

高齢運転者による事故の多くは、ブレーキとアクセルの踏み間違いなどにより発生したものとみられており、高齢運転者への安全対策及び安全運転支援は喫緊の課題となっている。

よって、ドライバーの安全を支援する安全運転サポート車や安全運転支援装置の促進・普及のための支援を充実するとともに、運転に不安を覚える高齢者が運転免許証を自主返納しやすい環境を整備するなど、高齢運転者の安全運転支援に引き続き取り組まれない。

9 基地対策等について

我が国では、米軍基地に起因する種々の問題が発生し、住民生活はもとより経済活動の制約となり、地域振興等に多大な影響を及ぼしている。

また、我が国には、数多くの不発弾等が埋没・放置されており、住民に不安と恐怖を抱かせることとなっている。

よって、住民福祉の向上と地域の負担軽減を図るため、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 基地周辺の住民生活の安全確保のため、関係地方公共団体の意見を尊重し、万全の措置を講ずること。

また、国民の生命・財産と人権を守る立場から、米軍人・軍属等の銃器類の管理の徹底・通報体制のあり方の見直しや綱紀粛正などを図るとともに、日米地位協定を抜本的に見直し、航空法や環境法令などの国内法を原則として米軍にも適用させることなどを明記すること。

- (2) 垂直離着陸輸送機オスプレイの飛行訓練の実施等、その運用に当たっては、関係地方公共団体の意向に配慮するとともに、同機の騒音規制や低空飛行訓練等に関する具体的な措置を定めた日米合同委員会合意事項を徹底的に遵守すること。

- (3) 米軍施設・区域の整理・縮小を図るとともに、海兵隊を含む米軍兵力の削減を推進すること。

とりわけ、米軍普天間飛行場の早期の運用停止を確実に実現し、一日も早い危険性の除去を図ること。

- (4) 基地交付金等の所要額を確保すること。
- (5) 米軍機関連の事故の原因及び経緯を徹底的に検証し、その結果

を速やかに公表するとともに、具体的な事故防止策を講ずること。

また、事故の原因について十分な究明・説明がなされるまで戦闘機等の訓練・演習及び飛行を停止するとともに、訓練空域・水域のあり方について、根本的な見直しを図ること。

- (6) 日米両政府と関係地方公共団体による特別対策協議会を設置して、事件・事故の再発防止を図ること。
- (7) 平成8年の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）合意に従い、嘉手納飛行場におけるパラシュート降下訓練を全面禁止すること。
- (8) 不発弾等を速やかに発見・処理するとともに、爆発事故による人身及び物件に対する損傷及び被害に対しては、新たな補償制度の創設など国の責任において対応すること。
- (9) 米軍基地周辺の河川や湧水から検出されている高濃度の有機フッ素化合物（PFOS等）について、健康影響を明らかにするとともに、汚染原因究明のための調査を実施し、適切な対策を行うこと。

10 日本人拉致問題の早期解決について

日本人拉致問題については、北朝鮮が拉致を認めた日朝首脳会談から17年が経過したが、未だ解決には至らず、拉致被害者とそのご家族の苦しみは想像を絶するものである。

一方、北朝鮮は、ミサイル発射等の挑発行為を幾度となく繰り返している。このことは、我が国の安全に対する重大な脅威であるとともに、

国際社会の平和と安定を脅かす行為であり、断じて許されない。

本年2月には、拉致被害者である有本恵子さんの母、嘉代子さんが、6月には横田めぐみさんの父、滋さんがお亡くなりになり、拉致被害者及びそのご家族が高齢化していることから、解決に向けてもはや一刻の猶予もない。

よって、国際社会とより一層連携し、ミサイル発射等の行為を許すことなく、日本人拉致問題の一日も早い解決に向けて、全力で交渉されたい。

11 北方領土の早期返還について

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方領土の返還実現は、国民の長年の悲願である。

そのためにも、北方墓参事業及び自由訪問事業等の円滑な実施、元島民の高齢化を踏まえた航空機を活用した往来等の恒常化、希望する墓地等への確実な訪問などを図るとともに、四島交流の拡充や北方四島における共同経済活動を確実に進め、日露両国間の信頼関係の強化を図り、平成30年11月の日露首脳会談での「日ソ共同宣言を基礎として平和条約交渉を加速させる」との合意の下、同条約の早期締結につなげていく必要がある。

よって、従来にも増して国際世論の喚起に一層努めながら、北方領土問題解決のための交渉をより精力的に進め、一日も早く北方領土の返還を実現されたい。

12 竹島の領土権の確立について

竹島については、歴史的にも国際法上も我が国固有の領土であるにもかかわらず、これまで60年以上にわたって韓国が不法に占拠し続けている。

近年では、ヘリポートの大規模改修工事や島民宿舎の建設、竹島周辺での海洋科学基地や防波堤建設を計画するなど、竹島の実力支配を一層強めているところである。

そうした中、平成24年8月には、韓国大統領が竹島へ上陸し、その後、韓国国会議員等の上陸も相次いで強行された。こうした韓国の動きは、断じて容認できるものではない。

よって、国際司法裁判所への単独提訴を含め、竹島の領土権の確立に向けた強力な外交交渉を行うとともに、国民世論の啓発や国際社会への情報発信などを積極的に展開されたい。

13 尖閣諸島問題について

尖閣諸島は、明治28年1月に日本政府が沖縄県の所轄と決定して以来、歴史上も国際法上も認められた我が国の領土であることは紛れもない事実である。

しかしながら、近年、中国公船の尖閣諸島周辺領海への侵入が頻繁に発生しており、このような我が国の主権を侵害する行為は、許されるものではない。

よって、中国を始めとした諸外国に対し尖閣諸島は我が国の領土であ

ることを示した上で、領海侵入には毅然たる対応をとるとともに、日中両国間の緊張を高めることのないよう、冷静かつ平和的な外交交渉で解決を図られたい。

社会文教委員会

1 新型コロナウイルス感染症対策の充実について

新型コロナウイルス感染症については、5月25日の「緊急事態宣言」の全面解除から1か月半が経過したが、新たな感染者数は増加しており、ひとたび気を緩めれば、再び感染拡大につながる恐れがある。

引き続き、国、地方公共団体、民間が一体となって、安全・安心な医療・検査体制を確保し、再度の感染拡大に備えた防止策を徹底しながら、社会経済活動の回復のための取組を強力に推進していく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 再度の感染拡大を防止するため、入国者・帰国者に係る行動歴の把握、患者が発生した都道府県との連絡体制の構築、地方空港でのサーモグラフィー設置などを強力に推進すること。
- (2) 感染の早期発見や封じ込めを図るため、PCR検査体制を強化するとともに、抗原検査等を含めた検査体制の確立を図ること。
- (3) 感染拡大を防止する上で最も重要な治療薬及びワクチンの一刻も早い実用化と普及を図ること。
- (4) 一般病床への新型コロナウイルス感染症患者の受入れ、感染を心配する患者の受診控え等により経営が圧迫される医療機関に対して、十分な財政支援を講ずること。
- (5) 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、都道府県が地域の実情に応じた検査体制や医療提供体制を構築できるよう、年度間流用を認めるなど柔軟な運用を図ること。
- (6) マスクや防護服、消毒用エタノール等の医療用資機材は、未だ十分な供給量に至っていないため、次の感染拡大に備え、引き続き国が責任を持って安定的な供給体制を構築すること。

- (7) 感染拡大防止対策に取り組む介護施設や障害者施設等に対する財政支援を拡充するとともに、国の責任において代替職員の確保及び防護具等の調達、供給を進めること。
- (8) 再度の感染拡大に備え、感染ルートやクラスターが発生した施設の事例等の収集・分析、保健所が行う疫学調査や健康観察等への支援を充実すること。
- (9) 生活福祉資金貸付制度については、貸付金償還免除の適格要件を住民税非課税世帯に限定せずさらに緩和するとともに、事態の長期化を踏まえ、据置期間や償還期限の延長を行うこと。
- (10) 感染防止と経済活動の両立を図るため、従来の雇用関係によらない多様な働き方の導入やテレワークの更なる普及・定着などを推進するため、様々な環境整備を図ること。

2 少子化対策・子育て支援の推進について

少子化の進行は、地域活力の低下や社会保障制度への影響等、経済や社会の広範の分野にわたり深刻な影響を与え、我が国の将来にとって極めて憂慮すべき問題となっている。

また、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う外出自粛や休業要請により、ストレスや生活不安を抱える保護者もおり、児童虐待や子供の貧困の増加が懸念されているところである。

こうした中、本年5月、国は、新たな「少子化社会対策大綱」を閣議決定し、希望出生率1.8を実現することを目標に掲げたところである。また、先般の第32次地方制度調査会の答申において、少子化等人口減少社

会など地方公共団体が直面する幅広い課題とその対応が示され、国と地方の適切な対応が期待されているところである。

少子化の進行に歯止めをかけることは喫緊の課題であり、これまで以上に国と地方が一丸となって、安心して子供を生み育てることができる環境づくりを強力に進めていく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地方が自らの創意工夫により、結婚支援の取組、子育て中の女性への就労支援等を安定的かつ継続的に実施することができるよう、当初予算での財政支援を充実すること。
- (2) 認定こども園の整備等の「量的拡充」及び保育士の配置改善等の「質の向上」を推進する「子ども・子育て支援新制度」を着実に実施できるよう、1兆円超の安定財源を確保すること。
- (3) 幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの増大を踏まえ、引き続き、保育所等の施設整備費等に係る財政支援、更なる処遇改善や研修の充実等による幅広い幼稚園教諭・保育士の確保・育成など必要な支援を講ずること。
- (4) 放課後児童クラブについては、待機児童の解消を図るため、施設整備の促進及び放課後児童支援員の確保に係る財政支援を充実すること。
- (5) 中小企業における従業員の仕事と家庭の両立が図られるよう、「次世代育成支援対策推進法」及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく一般事業主行動計画の策定に対する支援や企業主導型保育事業に係る助成の拡充など両立支援の取組に対する財政支援を充実すること。

また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため普及が図られた

テレワーク等を仕事と家庭の両立に活かす観点も含め、更なる普及が図られるよう、環境整備に係る支援を充実すること。

(6) 子育て世帯への経済的負担の軽減については、子供の医療費助成等に係る国民健康保険の国庫負担減額調整措置の廃止、国による子供の医療費助成制度の創設、多子世帯への負担軽減策の拡充などを図ること。

(7) 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会環境の変化により児童虐待や育児放棄の増加が懸念されるため、SNS等を活用した相談支援体制の強化を図るとともに、児童相談所の深刻な人材不足の解消に向けて児童福祉司等の人材確保や専門性向上に係る支援を充実すること。

また、児童相談所において、必要な一時保護を躊躇なく行うとともに、子供たちが適切な環境のもと過ごすことができる体制を整えるため、一時保護所の増設や生活環境の改善について十分な支援措置を講ずること。

(8) 貧困の世代間連鎖を断ち切るため、ひとり親家庭への支援策の拡充、放課後児童クラブの利用者負担の軽減、児童養護施設等の子供の自立支援策の拡充及び学習支援や教育相談体制の充実など子供の貧困対策の更なる強化を図ること。

特に、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う学校の休業措置等により、経済的に厳しい状況に置かれた子育て世代には、十分な対策を講ずること。

また、都道府県においてより効果的な支援が実施できるよう、都道府県別の「相対的貧困率」等の基礎データを早急に算出し、提供すること。

3 介護職員の確保について

介護職員については、給与が低い水準にとどまっていることなどから、確保が困難となっている。

また、新型コロナウイルスへの感染を予防するための業務量が増加している上、子育て世代の介護従事者においては、学校の休業措置等の影響により、やむを得ず出勤できない場合もあり、さらに人手不足に拍車がかかっている。

今後、ますます介護サービスの増大が見込まれており、質の高い介護サービスを安定的に提供していくためには、更なる処遇改善等による介護職員の安定的確保が不可欠となっている。

よって、介護職員に係る処遇改善加算については、介護事業者の加算取得の促進、更には介護に従事する全ての職員の賃金改善に確実につながるよう見直すこと。

また、これによる保険料の引上げや地方の負担増に対しては財政支援を講ぜられたい。

4 医療提供体制の強化について

我が国の医療を取り巻く環境は、少子高齢化の進行、国民の医療に対するニーズの多様化など著しく変化しており、これに対応した良質で国民が安心して暮らせる医療提供体制の確保が強く求められている。

特に、地方の医師不足や地域別・診療科別の医師偏在を早期に解消し、救急医療や周産期医療を確保することなどに加えて、今回の新型コ

コロナウイルス感染症などにも十分対応できることが重要であることから、地域における医療提供体制を強化することは喫緊の課題となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 臨時的な医学部定員増の措置については、地方における深刻な医師不足が解消されるまで継続すること。

また、各都道府県の「医師確保計画」の実効性を高めるため支援策の充実を図るとともに、都道府県が医師臨床研修における研修医を地域へ適正に配置できるよう必要な情報提供等を行うこと。

- (2) 地域別、診療科別の医師の偏在を解消するため、医師不足地域への医師の派遣など実効性ある対策を講ずるとともに、産科・小児科等特定診療科の診療報酬の適切な見直しによる処遇の改善や就労環境の改善等についても引き続き推進すること。

- (3) 医師不足の深刻な地域の中小規模病院において、総合診療医を育成・定着する仕組みを構築すること。

また、新たな専門医制度の運用に当たっては、更なる地域偏在、診療科偏在を招くことがないよう専門研修プログラムの定員設定等に当たっては、地方の意見を十分反映すること。

- (4) 地域医療を支える看護師、助産師等の看護職員の不足が深刻化していることから、潜在看護職員の再就業支援等の取組への支援を充実すること。

- (5) 地域医療構想の推進に当たっては、公立・公的医療機関が新型コロナウイルス感染症対策において重要な役割を果たしていること、通常の入院外来診療業務に加え老人ホームへの訪問診療など多岐にわたる業務を行っていることを十分考慮し、医師偏在対策、

医療従事者の働き方改革とも併せ、引き続き地方と協議すること。

- (6) 認知症施策を総合的かつ計画的に推進する「認知症基本法」(仮称)の早期制定を図ること。

また、認知症サポーター等による支援体制の構築、認知症の有効な予防法や行動・心理症状に対する適切な対応、次世代認知症治療薬の開発・早期実用化や早期診断法の研究開発への支援、加齢性難聴者の補聴器購入への支援などを推進すること。

- (7) がん検診の受診率向上を図るため、市町村が実施するがん検診事業に対して十分な財政支援を講ずること。併せて、地方が独自に実施するがん発症リスクの低減を図るための検査についても必要な財政支援を講ずること。

また、ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度については、助成対象範囲を拡大するなど更なる制度の拡充を図るとともに、必要な財政支援を講ずること。

なお、肝臓機能障害による身体障害者手帳の認定基準については、極めて厳しく、患者に対する実効性ある生活支援につながっていないことから、引き続き医学的知見等を踏まえ基準の見直しに向け検討すること。

- (8) ネット・ゲーム依存については、近年、心身への悪影響が指摘されていることや昨年5月に世界保健機関(WHO)が「ゲーム障害」を依存症として認定したことから、地方における医療機関や相談支援体制の整備、依存に関する正しい知識の普及啓発など必要な対策を早急に講ずること。

- (9) 令和元年東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨等によって被災した医療施設の早期復旧を図るため、十分な人的・財政支

援を行うこと。

5 障害者施策等の推進について

障害者が地域で安心して暮らせる社会を実現するためには、地域生活への移行促進や就労支援の強化などを着実に推進していくことが必要である。

こうした中、昨年、国や地方公共団体等において障害者雇用の水増しがあり、再発防止や障害者の活躍の場の拡大のため、政府は昨年6月に障害者雇用促進法を改正した。これにより、障害のある人、一人一人がその能力を最大限発揮して働くことができるよう、障害の種類及び程度に応じた対策が講じられることとなった。

また、難病患者についても、雇用等が促進されるよう、支援措置の拡充が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 職場環境の整備をはじめとする障害者の雇用拡大及び定着に向けた取組が一層進むよう、必要な支援を講ずること。
- (2) 難病患者の雇用が促進されるよう、国においてセミナーを開催するなど更なる意識啓発に努めること。

また、難病患者の雇用状況についての調査を実施すること。

- (3) 「地域生活支援事業」については、障害者の自立した地域生活を支援するために必要不可欠な事業が確実に実施できるよう、十分な財政支援を講ずること。
- (4) 障害者福祉施設等の整備促進を図るため、各都道府県における整備計画に対応できる十分な財政支援を講ずること。

- (5) 障害福祉サービス等の提供に係る報酬及び人員配置基準については、実態をよく把握した上で、必要に応じて所要の改善を図ること。
- (6) 公共交通機関の運賃割引制度が精神障害者にも適用されるよう、公共交通事業者に対して働きかけを行うなど必要な措置を講ずること。
- (7) 障害者の自立や社会参加の大きな力となる「東京2020パラリンピック競技大会」の開催の実現に向け、共生社会の実現に向けた国民の意識が高まっていることから、公共交通機関のバリアフリー化を始めとする移動しやすい環境の整備及び障害者に配慮したまちづくり等に対して幅広い支援を講ずること。
- (8) 令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨等によって被災した社会福祉施設等の早期復旧を図るため、十分な人的・財政支援を行うこと。

6 ひきこもりに対する支援について

平成31年3月、40歳から64歳までのひきこもり状態にある者が全国で約61万人にのぼるという国の調査結果が公表され、社会に大きな衝撃を与えた。

また、ひきこもり期間の長期化や親の高齢化により、親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

このような中、国の「ひきこもり対策推進事業」により、都道府県及び指定都市に「ひきこもり地域支援センター」が設置され、全国では

「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」が行われてきたが、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、中高年も含めたひきこもり状態にある者に対して、これまで以上に実効性のある支援と対策を講ずる必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) より身近な場所での相談支援ができるよう、自立相談支援機関の窓口へのアウトリーチ支援員の配置を通じた、同行相談・信頼関係の構築といった対本人型の支援に対する財政支援を充実すること。

また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等に対する財政支援を充実すること。

(2) ひきこもり状態にある者に適した支援の充実を図るため、市町村による「ひきこもりサポート事業」を強化し、居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保、更には家族に対する相談や講習会などの取組に対する支援を充実すること。

(3) 「8050問題」など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」などの包括的な支援に対する財政支援を充実すること。

7 教育体制の充実について

少子化が進行している我が国においては、これからの社会の発展を担っていく子供達一人ひとりの能力を最大限に伸ばすためのきめ細かな

教育を提供していくことが不可欠である。

こうした中、新型コロナウイルス感染症対策のため、本年4月の新型インフルエンザ等特別措置法に基づく緊急事態宣言の発令等に伴い、長期にわたって学校の休業措置等が取られた結果、現在も生徒や保護者等に大きな負担が生じている。

社会情勢の変化により、学校現場における課題が複雑化、困難化していることに加え、休業措置からの再開後の学校が抱える多様な教育課題に対応し、教育の機会均等と水準の維持向上を図るためには、学校教育面での万全の支援を行うとともに、教職員等を長期的な視点から安定的に確保する必要がある。

一方、教育の場だけでなく、災害発生時には避難場所となる公立学校等における施設の老朽化への対策・安全の確保は、喫緊の課題となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 公立小中学校等における、いじめ・不登校や少人数教育、特別支援教育などの様々な教育課題や、新型コロナウイルス感染症対策に伴う休業を行った学校の再開後の生徒の学習、心のケア等に対応するため、教育支援を行う多様な専門スタッフを十分に確保できるよう支援を充実するとともに、教職員の各種加配を充実すること。

また、中長期にわたり教職員を安定的・計画的に配置できるよう財源措置を講ずること。

- (2) 学校の休業措置の長期化等に伴う子供の学習における地域間格差が生じないようにするため、家庭も含めたオンライン授業等の学習環境の整備、学習動画をはじめとするコンテンツの充実、継

続的学習教材の提供等、全ての子供の学びの保障に向けた万全な支援を行うこと。

- (3) 学校臨時休業対策費補助金の補助対象期間の延長等、再開後の学校における衛生環境への配慮のため、支援を充実すること。
- (4) 国立大学法人運営費交付金や私立大学等経常費補助金等の財政支援を充実し、地域に貢献している大学に対する支援を行うこと。
- (5) 公立学校の施設整備については、設置者が老朽化対策等を計画的に実施できるよう、大規模改造事業、長寿命化改良事業等の補助要件の緩和や補助単価の引上げを行うなど財政支援を充実すること。
- (6) 災害時における子供の安全を確保するため、学校施設の耐震化に係る財政支援を充実するとともに、危険な状態にあるブロック塀の撤去、改修等の通学路等も含めた安全対策に係る財政支援を充実すること。

8 「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」等の国際競技大会開催に向けた取組について

「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」等の国際競技大会の開催は、国民に感動や勇気、活力を与えるだけでなく、世界各国から訪れる多数の外国人に各地の魅力をPRし、東日本大震災や熊本地震から立ち直った日本の姿と世界から寄せられた支援に対する感謝の気持ちを示す絶好の機会である。

また、来年に延期された「東京2020オリンピック・パラリンピック競

技大会」を実現することは、新型コロナウイルス感染症という難局を乗り越えた証となる。

大会を成功させるためには、国民の理解と協力の下、国が地方公共団体等とこれまで以上に緊密な連携を図り、取組を加速していくことが極めて重要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 開催に伴う経済波及効果は、新型コロナウイルス感染症後の社会や経済を活性化する大きな契機となることから、国と地方公共団体の協力関係を深め、国全体の発展につながる関連事業に取り組むことができるよう、環境整備を図ること。
- (2) 開催に向けた取組を着実に実施していくため、ハード・ソフト両面にわたる開催延期に係る負担増も含めた幅広い財政支援の充実を図ること。
- (3) 選手団の事前合宿等、キャンプ地を誘致した各地域の活動への支援を継続すること。
- (4) 海外からの誘客促進のため、食・観光・自然・伝統文化などの豊富な資源について情報発信を行い、日本の魅力をアピールすること。また、競技場建設や選手村において地方が誇る技術、製品等を積極的に活用すること。
- (5) 海外から訪れる競技関係者や選手などの入出国や税関を始めとした様々な手続が円滑かつ迅速に行われるとともに、新型コロナウイルス感染症対策について万全を期すよう、必要な措置を講ずること。
- (6) 国際競技大会の開催を契機とした出場国の選手や関係者との人的・文化的な交流が発展するよう、国際交流などの取組への支援

を充実すること。

- (7) 国際競技大会開催による成果を遺し未来に引き継ぐため、次世代へつながるレガシーを創出するための取組を推進すること。

9 国際リニアコライダーの実現について

国際リニアコライダー（ILC）の日本誘致は、我が国が標榜する科学技術創造立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化、更には人づくり革命等を促し、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画である。

また、ILCは国や地域、言語、宗教などの隔てなく、世界中の研究者、技術者が結集する拠点的研究施設であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及ぶものであり、ILCの建設、運用を通して、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことにより、日本の成長にも貢献するものである。

昨年3月の日本政府による見解に沿って、国内においては、学術プロセスでの議論が進捗し、国際的には、去る2月に開催された国際将来加速器委員会、リニアコライダー国際推進委員会において、アメリカ政府の強い協力姿勢が明確に示され、新たに国際推進体制の構築が決定されるなど、国内外でILC実現に向けた準備が進展している。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ILCの実現に向けて、国際的な議論や情報発信をさらに推進し、日本政府として、早期に意思表示を行うこと。
- (2) 関係省庁横断の体制を強化し、ILCを、我が国の科学技術の

進展、さらに、国内の各地方をつなぐ産業・情報・技術のネットワーク形成、震災復興、民間の活力を伸ばす成長戦略、地方創生等の柱に位置付けること。

10 文化遺産の保護等に向けた取組の推進について

文化遺産の果たす役割は、近年さらに深化し、今日では、観光客を初め多くの人々を引きつけ、新たなにぎわいを興す重要な資産となっている。

こうした中、令和元年10月には令和元年東日本台風（台風第19号）により多くの文化遺産が被災し、また、同月31日には火災により首里城正殿を含む主要な建物が焼損する等、文化遺産が損傷する事例が相次いでいる。

我が国の貴重な文化遺産を次世代へ確実に継承するため、災害等から保護、復元等を行う体制の整備を進める必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 文化遺産を災害等から保護するための支援を充実すること。特に、首里城正殿火災については、県が行う火災原因の検証や再発防止策の検討の結果を踏まえて、防火・防災体制の確立を支援すること。
- (2) 被災等により損傷した文化遺産の早期復元等のための支援を充実すること。特に、首里城正殿の復元に当たっては、県民の要望も踏まえつつ、関係機関と連携し、県が検討している復興に係る基本計画等の策定や内容の実現に協力すること。

- (3) 文化遺産に係る各種の地域経済対策、周辺環境の整備も含めた文化遺産の社会的・経済的価値の創出のための支援を充実すること。

11 世界遺産の登録に向けた取組の推進について

世界遺産は、人類全体のための遺産として損傷、破壊等の脅威から国際的に保護、保存していくとされた普遍的価値を有するものであり、世界遺産の登録は地域の文化や自然の国内外への認知度を高め、観光、地域への経済波及効果も期待される。

我が国においては、固有の文化や自然を体現する普遍的な価値を有し、世界遺産として登録されるにふさわしい資源が多数存在する。

よって、世界遺産登録に向けた取組を積極的に推進するとともに、保護措置に係る財政支援を充実されたい。

経済産業委員会

1 中小企業・小規模事業者支援の充実強化等について

新型コロナウイルス感染症による経済活動の急速な縮小に伴い、中小企業・小規模事業者を取り巻く環境は極めて厳しく、事業の継続や雇用の維持が危ぶまれている。

中小企業・小規模事業者は、地域における経済活動や雇用の確保などにおいて大きな役割を担っており、下支えのための各種支援策を実施し、事業の継続や雇用の維持を図ることは、地域経済の再生のために極めて重要である。

また、全国各地で多発する自然災害に備えた中小企業・小規模事業者の防災・減災対策を推進するとともに、中小企業・小規模事業者の円滑な世代交代・事業承継に切れ目のない支援を実施する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 経済活動の急速な縮小により甚大な影響を受けている観光関連産業、製造業、農林水産業等あらゆる分野の事業者、フリーランスを含む個人事業主が事業を継続することができるよう、融資や返済猶予等の資金繰り対策を講ずること。
- (2) 雇用形態や職種を問わず、あらゆる労働者の雇用の維持を図るため、雇用調整助成金の更なる手続の簡素化、迅速な交付を行うなど、支援を充実すること。
- (3) 持続化給付金について、売上げ要件などの支給要件の緩和を図るとともに、速やかに事業者にも周知徹底し、手続の簡素化や郵送等での申し込みも受け付けるなど、一日も早く給付金が事業者の手元に届くよう早急に取り組むこと。また、厳しい経営状況を踏まえ、給付上限額の大幅な増額、継続的な支給を行うこと。

- (4) 令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨等により被災した中小企業・小規模事業者の工場、店舗、旅館等の復旧を支援するための財政措置を講ずるとともに、災害関連保証の発動による金融支援など、被災中小企業・小規模事業者の事業再開・継続に向けた支援策を講ずること。

また、被災した大企業についても、地域経済への影響が生じないよう、事業者が行う防水壁設置などの減災・防災対策に要する経費に対して、支援策を講ずること。

- (5) 経営者の高齢化が進む中で事業承継が円滑に促進されるよう、事業承継・世代交代集中支援事業を継続的に実施するとともに、中小企業再生支援・事業引継ぎ支援事業の充実強化を図ること。

また、経営者保証について、前経営者と後継者からの二重徴求を行わないなど「経営者保証に関するガイドライン」の特則に基づく適切な対応がなされるよう、一層の浸透・定着を図ること。

- (6) 人手不足が深刻化している地方の中小企業・小規模事業者の生産性向上や新たな付加価値の創出のため、AI・IoTの整備促進を図り、活用しやすい環境とすること。

また、中小企業・小規模事業者のキャッシュレス決済は、生産性や利便性の向上はもとより、感染症予防にも寄与することから、導入を推進するとともに、セキュリティ対策の強化やデータの利活用など運用に関する支援を充実すること。

- (7) 中小企業・小規模事業者の人材を確保するため、若者、女性、高齢者、障害者、外国人といった多様な人材がその能力を発揮できる環境を整備すること。

2 地域の産業振興について

地方に人を呼び戻すという地方創生の目的を実現するためには、若者の地方への定着を促進する支援の充実や定住に必要な雇用の場となる産業の振興を図ることが重要である。特に、地方では人口減少と少子高齢化によって地域社会の活力が低下していることから、雇用の創出を促進する必要がある。

こうした中、新型コロナウイルス感染拡大は、在宅でのテレワークの急速な普及や東京圏への一極集中の危険性の再認識等社会全体の仕組みや意識に変化をもたらした。

東京圏の本社等の仕事を地方で行うことや地方の企業が人材を確保することが可能となる在宅でのテレワークが定着し、また、感染症や自然災害のリスク分散のための企業における地方部へのサテライトオフィス設置が広がれば、地方への移住と雇用創出、人材確保の促進に大きな期待が持てることとなる。

よって、地域の実情を十分に踏まえ、企業の地方移転、地方にある企業の機能強化に対する支援の拡充、テレワークやサテライトオフィスを活用した雇用創出、地域の新事業創出に向けた総合的支援策の充実強化など地域経済の再生と更なる発展に資する施策を講ぜられたい。

3 先端産業支援の充実強化について

ロボット産業や航空宇宙関連産業等の先端産業は、我が国が世界に誇る先端技術を結集した高度な技術を活用する産業で、今後大きな成長が

見込まれるとともに、関連する技術分野が多岐にわたるため、他の産業への応用や中小企業等への高い波及効果が期待できる産業分野である。

このため、今後、先端産業の育成・支援を戦略的に進めていく必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ロボット産業は、サービス、介護、医療、インフラ等の多くの分野での活躍が期待されることから、ロボット産業の研究開発を推進するとともに、研究開発に関わる高度人材の確保・育成を図ること。
- (2) AIは、ニーズが高まる保健福祉業務やインフラの維持管理等の様々な分野における有効活用が期待されていることから、技術開発を推進すること。
- (3) ドローンは、災害対応活動の支援、離島や山間部等における荷物配送、農業の省力化等の多くの分野で利活用が期待されており、更なる安全性の確保と技術開発を推進すること。
- (4) 自動運転技術は、高齢者に関わる交通事故や中山間地域における移動手段の確保等の課題を解決することが期待されているため、自動運転実用化に向けて、「自動運転に係る制度整備大綱」に基づき、技術開発を推進すること。
- (5) 航空宇宙関連産業の育成、集積への取組に対して、引き続き必要な支援を充実すること。

また、航空宇宙関連ベンチャー等の事業展開を促進するため、開発資金の供給や高度専門人材の活用、技術開発支援などの充実強化を図ること。

4 中心市街地、商店街の活性化対策の推進について

中心市街地や商店街は、これまで、商いの場であるだけでなく、お祭りやイベント等でも利用され、地域の人々が交流する公共の場としての役割を果たしてきた。

しかし、人口減少や少子高齢化の進行、消費スタイルの多様化や郊外型大型店の立地、新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、商店街への来訪者が減少し、コミュニティ機能が低下したことから、空洞化が進んでいる。

そのような中、近年、高齢者や子育て世代への支援、防犯・防災対策、地域文化の保存・継承、観光・インバウンド需要の喚起など、中心市街地や商店街が有する多面的機能が改めて見直され、その機能の再生と発揮への期待が高まっているところである。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 中心市街地活性化基本計画や商店街活性化事業計画に基づく事業への財政支援を充実すること。

また、商店街の賑わい創出に中心となって取り組む人材の育成支援の充実強化を図ること。

- (2) 中心市街地や商店街の活性化を図る「商店街活性化・観光消費創出事業」や「中心市街地活性化推進事業」による支援を充実すること。

- (3) 中心市街地や商店街の事業活動を回復させるため、新型コロナウイルス感染症対策である「G o T o 商店街キャンペーン」をはじめとした需要喚起策の強化や、感染症対策の取組に対する支援を充実すること。

5 エネルギー政策の確立について

東日本大震災とそれに伴う福島第一原子力発電所事故により、原子力の安全性について国民の信頼が大きく損なわれ、また、電力、石油、ガス等といったエネルギーの供給にも混乱が生じ、我が国のエネルギーシステムが抱える脆弱性が明らかになった。

また、北海道胆振東部地震や令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）などの大型台風による大規模停電によって、住民生活や地域経済に甚大な影響が生じた。

エネルギーは、国民生活の安定向上及び国民経済の維持・発展に欠くことのできない重要な基盤であることから、将来にわたり安定供給が確保されなければならない。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 国民生活・産業経済を維持するためのエネルギー安定供給、地球温暖化防止のための低炭素社会の実現、災害による大規模停電の防止などの観点から、再生可能エネルギーの最大限の導入拡大に向け、送配電網の強化などの具体的方策を講ずること。

なお、現在、国が進めている電力システム改革については、地域の実情を踏まえ、どの地域にあっても、改革のメリットが等しく享受できるようにすること。

- (2) 災害リスクに備えた強靱な国土形成を進めるため、エネルギーに係る多様なインフラ整備や広域的な燃料供給体制構築に向けた取組について、国として主導的な役割を果たし、積極的に実施すること。
- (3) 固定価格買取制度及び本制度から移行する市場連動型新制度の

適切な運用・制度設計を行い、引き続き再生可能エネルギーの導入拡大を最大限加速させること。

(4) 中小企業が徹底した省エネルギーと再生可能エネルギーの導入を実践できるよう、省エネ設備や自家発電設備の導入などに関する支援を充実すること。

(5) 省エネ家電のより一層の普及支援等省エネ対策の強化を図ること。

また、非常用電源の確保の観点から、家庭用蓄電池やガスコージェネレーションシステム導入者に対する国の助成策を大幅に拡充すること。

(6) 太陽光発電施設の発電事業終了時や事業者が経営破綻した場合に、パネル等の撤去及び処分が適切かつ確実に行われる仕組みを整備すること。

(7) 木質バイオマス等の利用を拡大するため、原料収集の低コスト・効率化やエネルギー利用効率向上のための技術革新を強力に促進するとともに、低質材など木質バイオマス燃料の供給とエネルギー利用に対する支援を充実すること。

(8) 将来の二次エネルギーの中心的役割を担うものの1つとして期待されている水素エネルギーの利活用拡大に向けて、水素ステーション整備や革新的燃料電池技術等の開発支援を推進し、水素社会の実現を図ること。

(9) 原子力発電所の新規制基準への適合性審査については、厳格な審査を行うこと。

また、原子力発電所の安全性に関する国内外の最新の知見を絶えず収集・分析し、適切に基準に反映させるなど、原子力規制の

充実強化に取り組むこと。

さらに、原子力安全規制の取組状況や安全性の確認結果について、広く国民への説明責任を果たすとともに、原子力の安全確保等に関する情報公開、関係地方公共団体や住民への説明、広報の充実強化を図り、理解促進に努めること。

(10) 安全性が確認された原子力発電所の再稼働については、国としてエネルギー政策上の必要性を明確に示し、地元の意向を尊重しながら責任を持って判断し、その結果について国民に丁寧かつ十分な説明を行い、理解を得ること。

(11) 原子力災害対策指針については、最新の知見や関係地方公共団体等の意見を踏まえ、必要な項目を早急に整備するとともに、住民の安全確保の視点に立った改定を継続的に行うこと。

また、地方公共団体が行う地域防災計画（原子力災害対策編）の改定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して、引き続き必要な調整、支援及び協力を行うこと。

(12) 廃炉が決定した原子力発電所の廃棄物については、国の責任において処分方法の議論を進めること。

6 地方金融システムの確立について

地域銀行は、中小企業・小規模事業者支援など地域経済の発展に大きく寄与してきた。

また、地域住民にとって、一番身近な金融機関であり、生活に欠かせないものとなっている。

しかし、人口減少や少子高齢化による資金需要の減少、金融緩和による低金利の長期化、ネット銀行などの新たな金融形態の台頭により、地域銀行の経営は厳しい状況となっており、その経営強化は、国と地方共通の重要課題である。

こうした中、「地域における一般乗合旅客自動車運送事業及び銀行業に係る基盤的なサービスの提供の維持を図るための私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の特例に関する法律」が成立し、一定の条件の下で早期の業務改善のために、マーケットシェアが高くなる場合でも特例的に経営統合が認められるようになったところである。

経営統合は、地域銀行の健全性維持のための一つの選択肢であるが、債権譲渡の際の融資条件の悪化などにより、中小企業・小規模事業者の経営に悪影響を及ぼすことや支店の減少により地域住民の利便性が低下することが予想され、地域経済に混乱が生じかねない。

さらに、新型コロナウイルス感染症により、中小企業・小規模事業者の経営が危機的な状況にあり、その資金繰りを地域銀行が懸命に支えているところであるが、融資先の企業の倒産等により、地域銀行の経営自体が逼迫する状況となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 地域銀行の経営統合に係る認可については、慎重を期すとともに、金融システムの安定化については、地域の実情を十分考慮すること。
- (2) 長期化する新型コロナウイルス感染症の影響を軽減するため、地域経済を支える地域銀行の経営の維持・安定が図られるよう必要な支援策を講ずること。

国土交通委員会

1 防災・減災対策、国土強靱化の充実強化について

東北地方太平洋沖地震、熊本地震、北海道胆振東部地震による震災、平成29年7月九州北部豪雨、平成30年7月豪雨、令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨等による風水害など、自然災害が頻発・激甚化しており、多くの尊い人命が失われ、全国各地で住民生活の安全・安心が脅かされる事態が生じている。

今後も南海トラフ地震や首都直下地震などによる甚大な被害の発生が懸念されることから、大規模自然災害に備えた強靱な国土づくりに向けた取組を迅速に進め、住民の安全と安心を確保することが急務となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 防災・減災対策、国土強靱化に資する社会資本整備を戦略的かつ計画的に推進するため、中長期的に必要な投資規模等を次期社会資本整備重点計画に明示し、個別補助金、防災・安全交付金及び社会資本整備総合交付金など必要な予算を安定的かつ継続的に確保するとともに、地方負担分については地方財政措置を的確に行うこと。
- (2) 頻発する大規模自然災害に備えるため、令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」の継続や対象事業の拡大を早期に決定し、土砂災害防止対策、地震・津波による被害の防止対策等の着実な実施に必要な予算を安定的かつ継続的に確保すること。

また、地方公共団体が「国土強靱化地域計画」に基づく事業を

着実に実施することができるよう、交付金、補助金の重点配分などによる財政支援を充実するとともに、市町村における地域計画の策定に向けた職員に対する研修などの支援を充実すること。

- (3) 道路、河川、港湾、海岸、空港などの社会資本が、災害によって壊滅的な被害を受けることで、資材等の輸送を困難にし、被災地域の早期支援や迅速な復旧作業の妨げとなることから、耐震化などの防災対策を推進すること。

また、全国的に社会資本の老朽化が進行していることを踏まえ、中長期的なトータルコストの縮減と平準化を図りつつ、維持管理と更新を計画的かつ着実にを行うこと。

さらに、地方公共団体が管理する社会資本についても維持管理と更新が計画的に進むよう、公共施設等適正管理推進事業債の拡充や恒久化を図るなど財政支援を充実するとともに、技術的・人的支援を充実すること。

- (4) 令和元年東日本台風（台風第19号）、令和2年7月豪雨等により甚大な被害が発生した河川、道路等のインフラの復旧について、被災自治体に対する十分な財政支援、技術的な支援を講ずること。地方が管理する河川のうち、特に被害規模が大きく早急な対応が必要な河川については、国の施行により早期復旧を図ること。

また、昨年の災害では本川のみならず支川の周辺地域にまで大きな被害が生じたことから、流域全体の再度災害防止を図るため、抜本的な対策を講ずること。

- (5) 震災に強いまちづくりのため、庁舎、学校、住宅、上下水道施設及びため池などの耐震診断・耐震改修に係る費用に対する補助限度額の引上げなどの財政支援を充実すること。

(6) 高齢者、障害者及び避難に時間を要する子供等の災害時に配慮を要する者が入所、通所する社会福祉施設等について、耐震化や高台移転に対する支援を行うとともに、その周辺地域において、津波や風水害等の自然災害に強い避難施設の整備を促進すること。

また、被災した要配慮者の受入先確保のため、福祉避難所の指定を促進できるよう、施設整備やバリアフリー化などに対する財政支援を充実すること。

2 道路の整備促進について

道路は、災害時における交通の確保、救急医療、通勤、通学など住民が安全で安心な生活を営んでいくために必要不可欠な生命線であり、さらには、地域振興や地域経済の活性化のために、優先的に整備すべき社会資本である。

しかしながら、地方の道路整備は、いまだ立ち遅れている状況にあり、大規模災害に備えた国土強靱化の観点からも、引き続き道路整備予算の充実を図るとともに、道路網の整備を重点的かつ計画的に推進する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 極めて厳しい地方財政の状況及び地方の道路整備の必要性等に鑑み、地方において必要な道路整備を確実にできるよう、道路整備予算を十分確保すること。

また、道路整備の事業評価については、災害時の代替路の確保、

救急医療への対応、観光客の増加など、整備による多様な効果を総合的に評価し、事業の必要性を適切に判断する仕組みについて更なる検討を行うこと。

- (2) 高速自動車国道の整備については、ミッシングリンクを解消し、早急に全国的なネットワークを形成するため、国の責務として重点的かつ計画的に推進すること。

特に、暫定2車線区間の4車線化を含め、整備計画区間の早期完成を図るとともに、基本計画区間及び予定路線区間についても、早急に整備計画等を策定し、事業を推進すること。

- (3) 一般国道自動車専用道路の整備を促進すること。

- (4) 高規格幹線道路網を補完し、地域の自立的発展や地域間の連携を支える地域高規格道路の整備を促進すること。

- (5) 平常時・災害時を問わない安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網を指定する重要物流道路及びその代替・補完路については、今後、都道府県が策定する広域道路交通計画を反映して事業中・計画中の区間を含めて指定を行い、指定した道路の機能強化、整備を図ること。

- (6) 高速道路料金制度については、料金水準見直しによる発現効果等も検証しながら、物流コストの低減や移動人口増加に結びつく、より効果的な料金制度となるよう、今後も引き続き、適時適切な見直しを行うこと。

また、新型コロナウイルス感染拡大の収束後、観光業等の需要喚起を図るため、臨時的な割引制度の創設などの取組を実施すること。

- (7) 高齢運転者等の交通事故が多発していることから、事故防止、

被害軽減を図るため、歩道、防護柵、速度を抑制するハンプ（凸型路面）の設置・拡充、高速道路の逆走を防止するための路面標示・看板の設置・改善など交通安全施設の整備を促進すること。

3 鉄道の整備促進について

新幹線、在来線等を中心とする鉄道は、我が国における基幹的な交通手段として重要な役割を担っており、その整備充実は、地域の自立的発展と経済の活性化、さらには、災害に強い強靱な国土づくり等を図る上で必要不可欠なものである。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 整備新幹線の早期完成に向けて、整備を促進し、十分な財源を確保すること。

また、地方負担軽減のための十分な財源措置を講ずるとともに、未着工区間の早期着工を図ること。

さらに、徹底した安全運行の確保や停車駅における乗換利便性の向上策など、諸課題の解決を早期に図ること。

- (2) 基本計画路線については、決定されてから40年以上経過した今でも進展が見られないことから、必要な調査を実施するとともに、速やかに整備計画を策定し、早期着工を図ること。

- (3) 整備新幹線の開通に伴い経営分離される並行在来線は、単に限られた地域住民の足としてのみ利用されているものではなく、多数の貨物列車が走行し、国の物流政策や大規模災害時における物資輸送上極めて重要な役割を果たしていることから、将来にわた

り安定的な経営を維持できるよう、初期投資に対する財政支援を充実するとともに、開業後の運営費に対する財政支援を講ずること。

また、並行在来線の経営安定維持のために、地方負担の軽減等について、これまでの枠組みの見直し・再検証を速やかに行い、JRからの協力・支援の在り方や並行在来線の赤字解消分も含まれている貸付料など新しい財源措置を含め、新たな仕組みを構築するとともに、地元自治体による補助等に対する交付税措置の拡充、乗継割引に対する財政支援制度の創設など支援を充実すること。

- (4) 在来線の高速化及び複線化等の機能強化や輸送改善を図るとともに、電化等の整備により輸送力の増強に努めること。
- (5) 特定地方交通線や地方鉄道新線を引き受けた第三セクター鉄道等の鉄道防災、車両更新、交通施設バリアフリー化を促進するとともに、経営安定化対策を充実すること。

また、地域の経済社会活動の基盤として重要な役割を果たしている地方鉄道の活性化・再生への取組に対する支援を充実すること。

- (6) 踏切事故防止対策や安全保安設備の充実、ホームドアや内方線付き点状ブロックの整備促進への支援など、安全な輸送を確保するための施策を更に推進すること。

4 空港、港湾の整備促進について

空港、港湾は、国土の均衡ある発展と産業振興の飛躍的な発展に資する重要な社会資本として、我が国の経済・社会活動を支えている。

さらに、大規模災害に備えた国土強靱化の観点や国際競争力の強化、観光立国の実現を推進するためにも、空港、港湾を効果的、重点的に整備する必要がある。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 空港の機能強化を図るための施設整備、老朽化した施設の補修等を推進するため、空港整備予算を十分確保すること。

また、空港の運用時間の延長、周辺環境対策の推進に努めること。

- (2) 航空交通の効率的な運航と一層の安全を確保するため、航空管制業務の充実強化を図るとともに、霧などの視界不良時に着陸を誘導するための装置、オーバーラン等の発生に備えた滑走路の安全区域の整備などを図ること。

- (3) 各航空会社が路線の減便や廃止を行う場合には、国への届出前に国を交えて空港の設置管理者や地元自治体と協議する制度を創設すること。

また、地方航空路線が公共交通機関として定着していることを踏まえ、その維持・拡充のための措置を講ずること。

- (4) 災害に強い物流ネットワークの構築、クルーズ船寄港の受入環境整備など、地域の多様な要請に対応した港湾の整備を促進するとともに、既存の港湾施設や海岸保全施設の老朽化対策の充実を図ること。

なお、クルーズ船の受入については、船内における新型コロナウイルスの集団感染の発生を踏まえ、防疫に関する船籍国、運航会社との役割や責務の国際的なルール作りを進めるとともに、防疫対策の強化徹底を図ること。

- (5) 地域の国際化、経済の国際競争力の強化のため、道路、鉄道と一体的に空港、港湾の整備を行うこと。

5 新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた交通事業者、物流業に対する支援について

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う移動の自粛、外国人を含めた旅行者数の減少、学校の休業などの影響により、鉄道、飛行機、路線バス、タクシーなどの公共交通機関の利用者が大幅に減少し、各地域の中小規模の事業者を始めとする全国の交通事業者は大きな打撃を受けている。

また、運送会社などの物流業については、インターネット通販の利用増加等により一部で需要が増加している一方、我が国全体でみると製造業の生産・出荷の縮小等に伴う輸送量の減少により、厳しい状況に置かれている。

今後もこうした状況が続く中、国民生活や経済活動を支える公共交通や物流を維持する必要がある。

よって、中小規模の事業者を始めとする全国の交通事業者、物流業者が新型コロナウイルス感染症に対応し、今後とも安定的に事業を継続することができるよう、各事業者における雇用の維持や感染防止に係る設備の導入、各交通事業者における乗客の密集を避けた状態での運行の取

組に対する支援を充実するなど、状況に応じた適切な支援を講ずること。

6 観光振興対策の充実強化について

世界各地における新型コロナウイルスの感染拡大により、国内における旅行者、我が国を訪れる外国人旅行者が急激かつ大幅に減少し、観光関連産業は壊滅的な打撃を受けていることから、一刻も早い支援が求められている。

今後、大きく落ち込んだ国内の旅行需要、インバウンドを回復させるためには、国民、外国人旅行者が安心して国内各地を訪れることができるよう引き続き新型コロナウイルスの感染防止対策の徹底を図ることを前提として、来年に延期された「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」、「ワールドマスターズゲームズ2021関西」等の国際スポーツ大会の開催と連動した誘客の取組も含めて、官民が連携して総合的な観光振興対策をこれまで以上に強力で推進する必要がある。

また、近年、地震や台風、集中豪雨など、全国各地で深刻な災害が相次いでおり、被災地域の観光産業の復興に向けた支援も必要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 新型コロナウイルス感染症により旅行者数が急激に減少し、観光会社、宿泊業など観光関連産業は大変厳しい経営状況に置かれており、新型コロナウイルスによる影響は長期化、深刻化するものと懸念されることから、事業者に対して、事業継続のための資金繰りや雇用確保、感染防止の取組に係る支援など早急な支援を講ずること。

また、正確な情報を迅速かつ継続的に国内外に発信し、観光客の不安解消を図るとともに、感染が一定程度収束した段階においては、官民挙げて観光需要の喚起を図る大規模な施策を強力に実施すること。

- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだインバウンドを回復、拡大させるため、新たな訪日客層を開拓するとともに、地方における官民連携した誘客の取組への支援を充実すること。
- (3) 多くの集客交流が見込まれるビジネスイベントなど(MICE)の誘致・開催に対する支援を充実すること。
- (4) 魅力ある観光地の形成促進のため、伝統、文化、景観など地域資源の活用・保全等に対する支援を充実すること。

また、観光地域づくりの舵取り役を担う法人（日本版DMO）や広域観光周遊ルートの形成に対する支援を充実すること。

- (5) 査証（ビザ）要件の更なる緩和を図るとともに、地方空港及び港湾における税関・出入国管理・検疫（CIQ）の体制を整備・拡充すること。
- (6) 無料Wi-Fi環境の整備、多言語による情報提供の充実、多言語に精通し地域の魅力を伝えられるガイドの育成支援、キャッシュレス決済の環境整備、地方部における民泊の普及を含めた宿泊施設の充実、観光地までの交通手段の充実、災害時における迅速な情報提供など、訪日外国人が旅行しやすい環境の整備を更に推進すること。
- (7) 訪日客を狙った白タク行為が増加している状況から、取締りの強化を図ること。
- (8) 令和元年房総半島台風（台風第15号）、令和元年東日本台風（台

風第19号)等の被災地域における観光施設の早期復旧に向けた重点的な支援を講ずるとともに、風評被害を防止するため、地域の現状に関する正確な情報発信や、観光プロモーションなど誘客のための取組に対して十分な支援を講ずること。

- (9) 国際観光旅客税については、これまでも地方公共団体が観光資源の魅力向上等に対し、様々な取組を行っていること等を踏まえ、その税収の一定割合を、自由度が高く創意工夫を活かせる交付金等により地方に配分すること。

7 特定地域振興対策等の推進について

過疎地域、山村、豪雪地帯、半島、離島等の地域は、国土・自然環境の保全、災害や地球温暖化の防止はもとより、都市に対して食料や水・エネルギーを供給するなど、多面的・公益的機能を担う国民共有の財産である。

しかしながら、これらの地域を取り巻く自然的・社会的諸条件は依然として厳しく、さらに、少子高齢化、人口減少が進行する中で、生活基盤の維持が困難な状況に陥っており、よりきめ細かな対策を引き続き強力で推進する必要がある。

とりわけ、地域公共交通の維持・確保については、都市部も含めた大きな課題となっており、早急な対応が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) ハード・ソフト両面にわたる総合的な特定地域振興対策を強力で推進するとともに、十分な財政措置を講ずること。

なお、有人国境離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、特別措置法に基づき保全を図るとともに、雇用機会の拡充、観光振興など地域社会の維持に関する特別な支援を充実すること。

- (2) 地方バス路線の確保・維持を図るとともに、廃止路線代替バスやスクールバス等の各種バスの一体的運行、公共交通の空白地域における自家用有償旅客運送、コミュニティバス、乗合タクシーの導入に対する支援など、地方の生活交通確保対策を充実すること。
- (3) 離島航路・離島空路の維持・安定化のため、新たな法整備を含めた支援策を拡充すること。
- (4) 道路の除雪、防雪、凍雪害防止など、冬期道路交通対策を着実に推進すること。

8 所有者不明土地、空き家対策の充実強化について

平成29年度の地籍調査によると、不動産登記簿等の所有者台帳により所有者が直ちに判明しない土地の割合は、国土の約2割に達すると推定され、所有者は判明したものの連絡がつかない事例も多く、公共事業のみならず民間事業においても、その土地を取得・利用しようとする際に支障が出ている。

また、平成30年度の住宅・土地統計調査によると、空き家の数は約848万戸と過去最多となり、全国の住宅の13.6%を占めている。

所有者不明土地や空き家は、適切に管理されていない場合が多く、景

観や治安の悪化、土砂災害等に対する防災性の低下、不法投棄等の発生も危惧されており、人口減少や少子高齢化に伴い、急速に全国に拡大しているため、その対応は急務である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 令和2年通常国会における「土地基本法」の改正で規定された土地の利用、管理に関する所有者、地方公共団体、国等の責務と役割分担に基づき、土地の適切な利用、管理、流通等を促進すること。

また、土地の適切な利用の基礎データとなる地籍調査が円滑かつ迅速に行えるよう、「国土調査事業十箇年計画」（令和2年5月26日閣議決定）に基づき、地域の特性に応じた効率的な調査手法の導入に向けた支援を講ずること。

- (2) 所有者不明土地の発生の抑制や解消に向け検討されている相続登記の申請の義務化、土地所有権の放棄などについては、地方公共団体に負担が生じることがない仕組みとなるよう十分留意し、慎重に検討すること。

- (3) 空き家の発生や増加の抑制、利活用の推進を図るため、住み替えやリフォームの支援を講ずること。

また、防災、景観、衛生等の問題がある空き家について、地方公共団体が除却等を円滑に行うことができるよう、支援を講ずること。

農林水産環境委員会

1 食料、農業及び農村に関する政策の推進について

我が国の農業及び農村は、担い手の不足や高齢化の進行、農産物価格の低迷、頻発する災害等に加え、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う外食自粛等により、牛肉、果物等の農林水産物の販売が大幅に減少していることから、極めて厳しい状況に直面している。

また、世界の食料需給が中長期的にひっ迫すると予想される中、我が国の食料自給率は、主要先進国の中で最低の水準にあることから、食料安全保障の確保に向けた施策の推進が一層求められている。

このような中、「食料・農業・農村基本法」に掲げられた、食料の安定供給の確保、農業生産活動により生ずる多面的機能の発揮、農業の持続的な発展、農村の振興の4つの基本理念の実現に向けた具体的な施策を、地域の実情に十分配慮しながら進めていくことが重要である。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大により、需要が減少した農林水産物の需要回復を図るため、ネット販売等の販売促進活動の支援等、需要喚起対策を継続的に行うこと。
- (2) 令和元年東日本台風(台風第19号)、令和2年7月豪雨等により、損害を受けた農林水産業への被害に対しては、農林漁業者の事業主体の資金需要に応じ、適切な時期に災害復旧事業予算が確保できるように予算措置をすること。

なお、台風第19号により原子力災害被災12市町村等において被災した農林漁業者に対しては、各種復興関連支援策の再活用などを含め柔軟な支援策を講ずること。

- (3) 農業及び農村が、国土や自然環境の保全、文化の維持や継承、

地域社会の維持や発展等の多面的機能を発揮することができるよう、農業農村整備に関する予算を十分確保すること。

- (4) 地域農業を担う多様な経営体が、将来に希望を持って農業経営に取り組むことや持続可能な農業の確立ができるよう、農地利用集積の加速化及び地域特性に応じた農業生産基盤整備を総合的に推進すること。

なお、その際は、老朽化した農業水利施設の設備更新、長寿命化、耐震診断及び耐震化といった、災害に強い農村地域の構築に関する施策も併せて推進すること。

- (5) 地域の農業を支える担い手の安定的な確保・育成と定着を図るため、意欲ある農業者に対する支援を充実すること。

- (6) スマート農業の技術の農業現場への実装に向けた実証事業を拡充するとともに、十分な予算を確保すること。

また、機械導入のための補助制度の充実、導入や利用に係るコスト低減の手法の開発・普及を図ること。

さらに、技術に必要なデータ収集の推進、データを収集・活用する営農方法に精通した人材育成の仕組みの整備を図るとともに、新規就農者を対象とする農業次世代人材投資事業の拡充、新規に参入する農業経営者の研修費用の補助を行うこと。

- (7) 「経営所得安定対策」については、将来にわたり安心して農業経営に取り組める制度とするとともに、意欲ある担い手に対する支援を強化すること。なお、収入保険制度及び農業共済については、農業者が無保険の状態となることがないよう、農業者個々が経営内容に応じたメリット、デメリット等を理解したうえで加入の判断ができるように引き続き周知に努めること。

(8) 農業改革を進めるに当たっては、経済合理性のみを重視するのではなく、中山間地域等の実情や意見を反映することはもとより、農業及び農村が有する多面的な機能にも配慮しつつ、農業及び農村の振興や食料供給など農業協同組合及び農業委員会等が地域で担ってきた役割を踏まえ、今後とも国民の食を守り、農村を将来にわたり継承していけるよう、必要な支援を講ずること。

(9) 主要農作物(稲、麦類及び大豆)の種子の安定供給及び品質確保を図るため、都道府県が種子生産等に取り組むための交付税措置を継続すること。

(10) 農地中間管理事業については、人的及び財政支援を充実するとともに、一部地方負担が求められていることから、地方負担が生じないように早急に改めるほか、今後、新たな地方負担を求めることのないよう安定した制度運用を図ること。

また、機構集積協力金交付事業については、地域の実態に応じた予算を十分に確保すること。

(11) 生産者や集荷業者・団体が主体的に需要に応じた作付け判断ができるよう、米の需給に関する情報提供を行う等引き続き国が米の需給及び価格の安定に対する役割を果たすこと。

また、ミニマムアクセス米の販売に当たっては、加工用米の需給に影響を与えないよう、対策を講ずることとし、農業者への影響が懸念される米の先物取引の試験上場については、常時監視及び監督し、適切に検証する等米の需給対策との整合性に配慮すること。

さらに、水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成や産地交付金について継続的に十分な予算を確保すること。特に、飼料用米

については、種子の確保対策や交付金による支援の継続に加え、保管・流通施設等の確保に向けた支援を充実すること。

- (12) 配合飼料の購入負担、畜産物価格の下落等により厳しい状況にある畜産経営の安定を図るため、生産基盤の維持及び拡大、各般の経営安定対策の推進、自給飼料の生産及び利用の拡大、畜産における生産工程管理の取組への支援、国産畜産物の消費拡大や海外における販路拡大の推進等に必要な予算を確保すること。

また、畜産農家等の負担軽減のためのスマート畜産の推進、ヘルパーの活動強化等にかかる支援策を充実及び強化するとともに必要な予算を確保すること。

- (13) 中山間地域の振興については、過疎化・高齢化に対応するため、「食料・農業・農村基本計画」、「森林・林業基本計画」及び「国土形成計画(全国計画)」に沿った施策の拡充強化を図ること。

とりわけ、高付加価値・高収益型農林業への転換を図るため、生産条件の不利な中山間地域においても活用できる生産基盤及び生活基盤の整備事業の実施、農林地の維持管理や地域資源の活用等を行う組織の育成及び運営に対する支援等を行うこと。

- (14) 農林水産物等の輸出が円滑に進むよう、諸外国及び国際機関に対して、日本製品の安全・安心に関する正確かつ科学的根拠に基づいた情報の発信及びPR等により、検疫制度、通関制度の見直し、輸出可能品目の拡大等について働きかける等輸出促進のための取組を強化すること。

特に、東京電力福島第一原子力発電所事故に伴い日本製品の輸入規制を講じている諸外国に対しては、規制措置の早期撤廃・緩和に向けた働きかけを行うこと。

(15) 環太平洋パートナーシップ（T P P 11）協定、日・E U 経済連携協定（日 E U ・ E P A）及び日米貿易協定については、関税率の段階的な引下げ等長期的な対応が必要となることから、農林水産業への影響を継続的に検証すること。

また、引き続き丁寧な情報提供の徹底や「総合的な T P P 等関連政策大綱」に基づく政策等万全の対策を講ずること。

さらに、日米貿易協定で合意された特定品目のセーフガードの発動基準数量を T P P 11 の範囲内に収めるよう、関係各国と強力に交渉を進めること。

(16) 経済連携交渉、W T O 農業交渉等の国際貿易交渉に当たっては、食料の安定供給、食料自給率の維持及び農林水産物の国内生産量等に配慮し、農林水産業に影響を及ぼすことのないよう臨むこと。

2 食の安全・安心を確保する制度の拡充強化について

国内における豚熱（C S F）や牛海綿状脳症（B S E）の発生、食品の偽装表示事件等により、健康・生命に深く関わる「食」の安全・安心に対する国民の関心は、依然として高いものとなっている。

このため、生産段階から消費段階にわたる安全確保の取組を一層進めることにより、「食」に対する消費者の十分な信頼を得るとともに安全な食品を安定的に供給していく必要がある。

また、我が国では、食料供給の多くを輸入に依存しており、輸入時の安全確保対策も重要な課題となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) CSF、アフリカ豚熱（ASF）、口蹄疫、高病原性鳥インフルエンザ、豚流行性下痢等の家畜伝染病の発生及び感染拡大を防止するため、発生原因及び感染ルートを早期に解明するとともに、防疫作業に係る資材の広域的な備蓄・供給体制の構築、ワクチン開発に対する支援等、防疫・検疫体制を強化すること。

(2) CSFの防疫対策の強化等に向けて、ワクチン接種における家畜防疫員以外の人材の活用及び接種に要する費用への国庫補助対象の拡充を図るとともに、抗体付与率を上げるための手法の検討を行うこと。

また、ワクチン接種豚を接種区域内で移動させる場合には、接種豚の確実な把握のため、病歴及び投薬歴に関する情報を含む検査申請書による確認を可能とすること。

さらに、飼養豚の殺処分による養豚農家の損失を軽減するため、ワクチン接種農場で感染が確認された場合の殺処分は、発症豚のみを対象とすること。

(3) BSE安全確保対策について、リスク管理や対策の有効性に関する国民の理解浸透を図るとともに、検査体制の継続に必要な予算を十分に確保し、万が一BSEが発生した場合の対策について万全を期すること。

また、外国産牛肉の輸入に当たっては、「日本向け牛肉輸出証明プログラム」の遵守等、安全性の確保に万全を期すること。

(4) 家畜衛生、公衆衛生及び産業動物診療等の現場の中核を担う勤務獣医師の職責と業務量が増大する中、その人材確保が全国的な課題となっていることから、現下の公務員獣医師を始めとする勤務獣医師に求められている高度な専門能力と判断力にふさわしい

処遇とするため必要な措置を講ずること。

- (5) 加工食品の原料原産地表示制度については、表示義務者である事業者の理解不足に基づく誤表示が発生しないよう、丁寧かつ十分に周知を図るとともに、表示により情報を受け取る消費者への普及啓発を図ること。
- (6) 遺伝子組換え種子を含まない種子の提供体制の確立や輸入の際のこぼれ落ち等による遺伝子組換え作物の自生防止対策を講ずるとともに、一般作物との交雑及び混入を防止するため、遺伝子組換え作物の生産及び流通段階での隔離を徹底する施策を充実すること。

3 森林、林業及び木材産業に関する政策の推進について

森林は、国土保全のほか地球温暖化防止、生物多様性の保全、生態系の維持など、多面的機能を有しているが、木材価格の長期低迷や山村地域における過疎化及び高齢化の進行による林業就業者の減少により、林業及び木材産業の生産活動の停滞や、多面的機能の低下が懸念されている。

このため、林業及び木材産業の活性化に向けた取組が極めて重要となっている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 間伐、路網の整備、伐採後の再生林などの森林整備事業、山地災害の復旧・予防、流木対策や保安林の保全管理等の治山事業を推進するための予算を十分に確保すること。

なお、今後増加が見込まれる再生林を推進するため、森林整備事業の地方負担を地方債の対象とする「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」の継続など支援の充実を図ること。

- (2) 森林環境譲与税については、国、都道府県及び市町村の森林整備等に係る役割分担や市町村の事業実施体制の確保等に関し、必要な助言や十分な説明を行うなど、都道府県や市町村における効果的な活用に向けた取組を行うこと。
- (3) 林業の担い手の確保・育成、木材加工流通施設の整備、高性能機械の導入及び路網整備に対する支援等により、木材の安定的な供給体制の構築と生産性向上を図り、林業及び木材産業の成長産業化を実現すること。
- (4) 国産材の需要拡大を図るため、関係省庁と連携して公共建築物や民間の中高層建築物の木造化・木質化、直交集成板(CLT)を活用した建築物の整備、セルロースナノファイバーの研究開発・普及及び木質バイオマスのエネルギー利用等を推進すること。
- (5) 森林整備地域活動への支援については、地域の実情に即した弾力的な運用等を図るとともに、実施に伴う地方公共団体の負担に対する財政支援を充実すること。
- (6) 海岸防災林は、地域住民の命や財産、生活を守る重要な施設であり、成林するまで長期間を要することから、造成した海岸防災林の保育管理に要する費用も含め財政支援を充実すること。
- (7) 健全な森林の保全及び育成を図るため、松くい虫防除対策やナラ枯れ対策を一層推進すること。

4 水産業政策の推進について

我が国の水産業は、近年の水産資源の減少などによる漁業経営の悪化、漁業就業者の不足及び高齢化の進行による地域活力の低下等、極めて厳しい状況に置かれている。

このような中、水産物の安定供給の確保と水産業の健全な発展を実現するためには、総合的かつ計画的な水産施策の展開が求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

(1) 水産資源の回復を図り、安全で安定した水産物の供給体制の確立を図るため、漁場の整備や漁港における高度衛生管理対策、漁港施設の防災対策など水産基盤整備を計画的かつ着実に推進すること。

(2) 水産業の競争力強化に向け、収益性の高い操業体制への転換を促進するため「広域浜プラン」に基づく浜の機能再編や漁船及び漁業用機器の導入等の取組が着実に実行できるよう予算を確保すること。

(3) 漁業者の経営安定を図るため、漁業共済制度の国庫補助率の引上げや漁業経営セーフティネット構築事業の更なる要件の緩和等一層の支援を講ずること。

また、漁船漁業の省エネルギー化に向けた技術開発と実用化を積極的に推進すること。

(4) 水産加工業の振興を図るため、販路の開拓、新商品の開発、人材確保、生産性向上及び金融の円滑化等に対する支援を行うこと。

(5) 担い手の確保・育成を図るため、新規漁業就業者の受入体制づくりを支援するほか、漁業後継者に対する次世代人材投資(準備

型)事業の支援条件を緩和するとともに、研修施設等の整備に対する支援制度や新規就業後の収入が不安定な期間における給付金制度を創設すること。

(6) 新たな資源管理措置の下、適切な資源管理に取り組む漁業者への漁業収入安定対策の強化を図るため必要な法整備を行うとともに、資源管理の内容については、漁業者や都道府県の意見を踏まえ、少量多品種の水産物を漁獲する沿岸漁業者の実情に合ったものとする。

(7) 広域的な資源管理体制の構築及びさけ・ます資源の回復やふ化放流事業の安定継続、栽培漁業の充実など水産資源の適切な保存管理と生産の増大が図られる施策を展開すること。

特に、公海域における外国漁船による漁獲の水産資源へ与える影響が増していることを踏まえ、さんまやさば類など公海域において漁獲されている資源の適正な管理に向け、国別漁獲可能量の設定など実効ある保存管理措置を実現するよう、関係各国との交渉を進めること。

(8) 日中漁業協定に基づく日中暫定措置水域及び中間水域、日韓漁業協定に基づく日韓暫定水域並びに日台漁業取決めの適用水域については、水産資源の保存及び管理措置の早期確立を図ること。

また、我が国排他的経済水域内における外国漁船の操業条件等については、我が国漁業者の意向を尊重し見直すこと。

(9) 我が国漁業の操業機会と安全の確保及び資源保護を図るため、外国漁船による違法操業の監視及び取締りを充実強化すること。
また、韓国・中国等外国漁船操業対策事業は、北朝鮮漁船への対策も含め今後も安定的な事業実施が可能となるよう、予算を十分

に確保すること。

- (10) ロシア連邦との協定に基づく漁業は、地域経済に大きく貢献していることから、操業機会の確保を強力的に推進すること。

また、ロシア水域のさけ・ます流し網漁業については、ロシア連邦の法律により操業が困難となったことから、栽培漁業の推進や関連産業の振興等に対して、引き続き支援を行うこと。

- (11) 水産物の消費を拡大するため、水産物の安全性の確保を図るとともに、地域産業との連携、消費者ニーズに対応した水産物の流通・加工体制の整備及びトレーサビリティーの推進等衛生管理の高度化やPR等輸出促進を図ること。

なお、水産物のトレーサビリティーを推進するため、漁獲証明に係る法整備を図り、法規定を漁業者や流通業者の負担の少ないものとする。

- (12) 水産物の輸入規制を実施している国及び地域に対し、規制措置を撤廃するよう強く働きかけるとともに、政府間の交渉の取組状況について、継続して情報提供を行うこと。

また、昨年4月の世界貿易機関(WTO)上級委員会報告書の結果が各国の対応に波及しないよう、報告書の内容が日本産水産物の安全性を否定するものではないことを国内外に広く周知すること。

- (13) 海獣類による漁業被害防止対策を強化するとともに、被害及び休業等に対する補償制度を創設すること。

また、有害生物漁業被害防止総合対策事業について、更なる充実強化を図ること。

- (14) 水質浄化等の多面的機能を有する藻場の維持、保全及び磯焼けの

解消等を図るため、漁業者等が行う保全活動への支援を拡充すること。

5 環境政策の推進について

我が国においては、地球温暖化の防止、大気汚染問題への対応、循環型社会の実現、災害廃棄物処理など、多くの環境問題が山積している。

地方においては、これらの課題を解決するため、率先して地域の実情に応じた取組を実施しているが、今後も国・地方が一体となって積極的に環境問題に取り組んでいくことが求められている。

よって、次の措置を講ぜられたい。

- (1) 近年の気候変動を地球規模の非常事態であるとの認識に立ち、二酸化炭素など温室効果ガスの排出削減を行うことなどにより、地球温暖化対策を充実・強化すること。
- (2) プラスチックごみによる環境汚染を防止するため、代替素材の開発及び利用によるプラスチックの使用削減、プラスチック製品の再使用を促進し、プラスチックごみの排出抑制を図ること。
また、効果的な分別回収、リサイクル及び不法投棄の監視による海洋への流出抑制の取組に対する支援等、各種対策を強力に推進すること。
- (3) 鳥獣被害防止対策については、各地域の被害実態に即し総合的、計画的に推進されるよう、引き続き「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び「指定管理鳥獣捕獲等事業費」について、安定した財源確保を図るとともに、捕獲事業等については、地方公共団体及び

関係団体の意見を十分に聞いた上で充実すること。

また、新たな捕獲等の担い手の育成・確保に対する支援を充実すること。

- (4) 保全再生計画に基づく施策を推進している琵琶湖を始めとする湖沼及び海域環境改善に向けた対策に取り組んでいる有明海・八代海など内海の水環境がもたらす恵みや自然循環作用を次世代に継承するため、閉鎖性水域における水質や自然環境・景観の保全、水源かん養、環境保全型農業、漁場環境改善等の施策を総合的に推進するために、支援を充実すること。

- (5) 水俣病対策については、今後も被害者の救済等を円滑に進めるため、医師の確保等検診体制の整備を図るとともに、水俣病発生地地域の医療と福祉の連携、再生・融和(もやい直し)の促進や地域振興等について着実な推進を図るとともに、所要の財源確保を図ること。

また、救済措置に係る関係地方公共団体においては、医療費等の財政負担が増加していることから、支援を充実すること。

- (6) クビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防止するため、有効な防除方法について、国が主体となって研究・開発を進め早急に確立するとともに、統一的かつ効果的に活用できるよう、マニュアル化すること。

また、防除対策を複数年にわたって効果的かつ効率的に実施できるように、「生物多様性保全推進交付金」の拡充などを行い、防除対策の必要経費に対する支援の充実を図ること。

- (7) 大規模災害時に発生する膨大な量の災害廃棄物を円滑に処理するため、都道府県を越えた広域処理体制を構築するとともに、災

害廃棄物処理に係る補助金制度について柔軟な運用及び被災市町村への十分な財政支援を講ずること。

また、災害廃棄物の広域処理の調整を迅速に進めるため、災害廃棄物を自区域内で処理し、生活ごみを広域的に処理する場合においても、追加的に発生する経費に対して財政支援を講ずるなど、地域の実情に応じた柔軟な支援を行うこと。

